

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月25日

【計算期間】 自 2018年10月1日 至 2019年9月30日

【ファンド名】 SPDR[®] ゴールド・トラスト
(SPDR[®] Gold Trust)

【発行者名】 ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー
(World Gold Trust Services, LLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者 ローラ・S・メルマン
(Chief Financial Officer, Laura S. Melman)

【本店の所在の場所】 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク郡 サード アヴェニュー 685 2702号室
(27階)
(685 Third Avenue, Suite 2702 (27th Floor) New York, NY 10017)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 伊 東 啓

【代理人の住所又は所在地】 〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 山 本 明

【連絡場所】 〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-6250-6200

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

- ・「本信託」
SPDR[®] ゴールド・トラスト(SPDR[®] Gold Trust)を意味します。
- ・「本受益権」
SPDR[®] ゴールド・シェア(SPDR[®] Gold Shares)を意味します。
- ・「スポンサー」
ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)を指します。
- ・「受託者」
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)を指します。
- ・「マーケティング・エージェント」
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)を指します。
- ・「本カストディアン」
本信託のカストディアンであるエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)を指します。2014年12月22日以前は、HSBC銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)が本信託のカストディアンを務めていました。
- ・「預託機関」
デポジトリー・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)またはスポンサーおよび受託者が信託約款(以下に定義します。)の定めに従い選択するSPDR[®] ゴールド・シェアのその他の預託機関を指します。
- ・「DTC」
デポジトリー・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を指します。
- ・「DTC参加者」
DTCへの参加者を指します。
- ・「間接参加者」
直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者を指します。
- ・「本受益権保有者」
SPDR[®] ゴールド・シェアの受益権の保有者を指します。
- ・「バスケット」
本受益権100,000口単位を意味します。
- ・「NAV」
純資産価額を意味します。
- ・「ANAV」
調整済純資産価額を意味します。
- ・「CFTC」
商品先物取引委員会を意味します。

- ・「CEA」
1936年米国商品取引法を意味します。
 - ・「LBMA」
ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)を意味します。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨であるドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=108.81円の換算率(2019年12月6日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「GBP」は英国の法定通貨である英ポンドを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1GBP=143.19円の換算率(2019年12月6日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (4) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

SPDR[®] ゴールド・トラスト(SPDR[®] Gold Trust)(以下「本信託」といいます。)は、2004年11月12日に、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーであるワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「スポンサー」といいます。)と受託者であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)(以下「受託者」といいます。)との間の信託約款(以下「信託約款」または「本約款」といいます。)により創設された信託です。

本信託の投資目的は、本受益権(以下に定義します。)に関して、金地金の価格の動向を反映させる(本信託の費用控除する)ことです。

信託金の限度額

本信託の割合的な未分割の受益権の数に上限はありません。

ファンドの性格

本信託は、金の預託と引き換えに、本信託資産の割合的な未分割の受益権を表章するSPDR[®] ゴールド・シェア(SPDR[®] Gold Shares)(以下「本受益権」といいます。)を発行し、本受益権の解約に関して金を分配するものです。本受益権の発行と解約は、受託者およびスポンサーとの間で参加者契約(以下「参加者契約」といいます。)を締結した一定の機関(以下「認定参加者」といいます。)が本受益権100,000口単位(以下「バスケット」といいます。)で行います。認定参加者は、本受益権を一般投資家に売却することができます。本受益権の各受益的所有者は、信託約款の条件に従い、所有する本受益権の範囲内で本信託の受益者とみなされます。本受益権の購入者は、単に本受益権を所有しているという理由のみでは、本受益権の購入に対する支払義務はありません。

本信託の投資目的は、本受益権に関して、金地金価格の動向を反映させる(本信託の費用控除する)ことです。本受益権は、費用効率よく、簡便な方法で金に投資したいという投資家向けに設計されたものです。本受益権への投資の長所としては、次のような点が挙げられます。

投資の容易性および柔軟性 本受益権は、NYSEアーカ取引所で取引され、機関投資家および個人投資家に金地金市場への間接的なアクセスを提供します。本受益権は、他の上場証券と同様に、NYSEアーカ取引所で売買することができ、本受益権の通常取引は、午後8時(ニューヨーク時間)まで行うことができます。

費用 スポンサーは、多くの投資家にとっては、流通市場における本受益権の売買および本信託の継続的な費用の支払に関連する費用の方が、金地金そのものの売買および伝統的な特定金口座における金地金の保管および付保に関連する費用よりも少なく済むものと考えています。

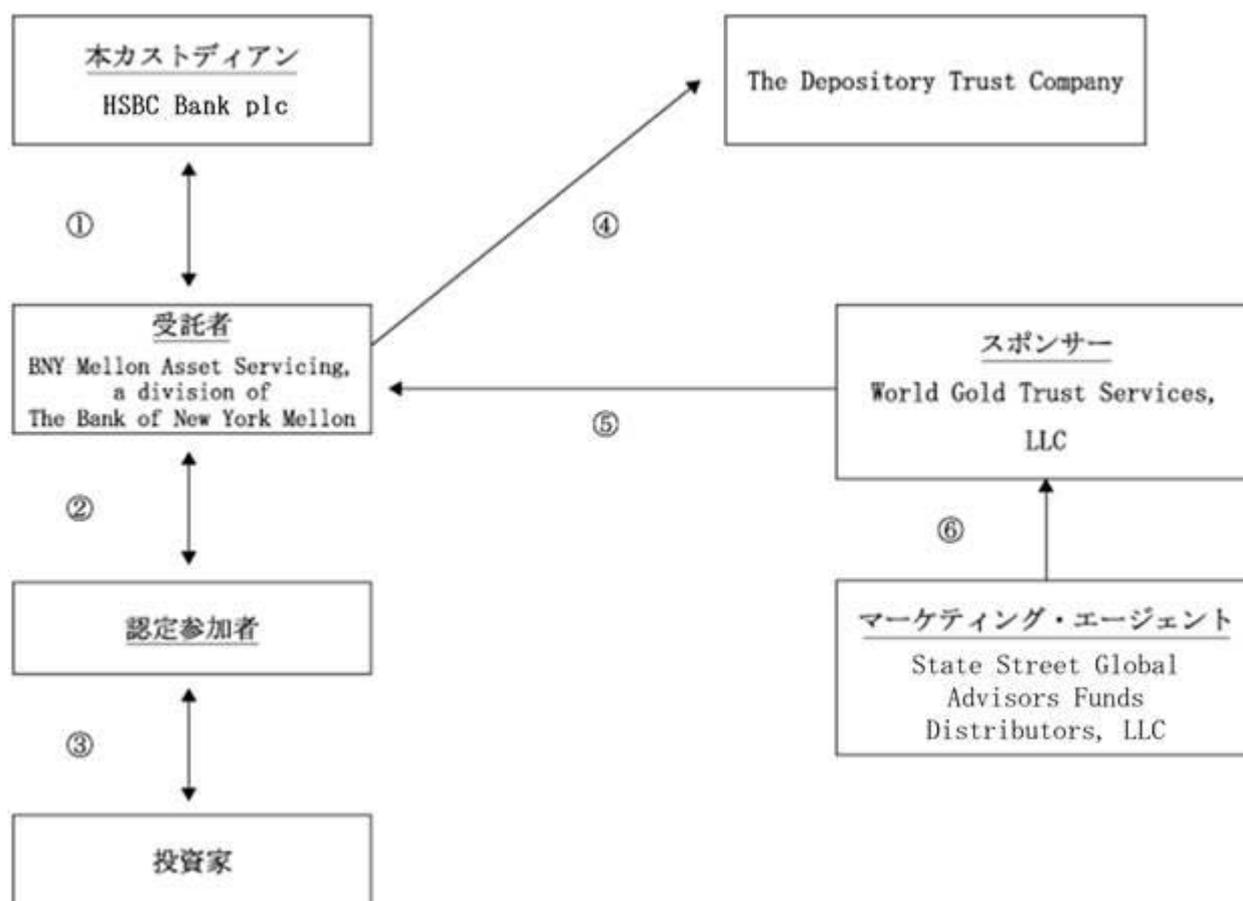
本信託の受益権保有者(以下「本受益権保有者」といいます。)への分配は、信託約款上2つの場合のみに限定されています。スポンサーは本信託の通常の運営過程の中では分配がなされることはないと考えています。

(2)【ファンドの沿革】

日 時	沿 革
2004年11月12日	当初設定
2004年11月12日	本信託の設定契約締結
2004年11月18日	本受益権の当初公募
2004年11月18日	ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)上場
2006年8月10日	メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)上場
2006年10月11日	シンガポール証券取引所上場(Singapore Exchange Securities Trading Limited)
2007年12月13日	NYSEからNYSEアーカ取引所への上場移転
2008年5月21日	本信託の名称変更(旧名称:streetTRACKS [®] Gold Trust)
2008年6月30日	東京証券取引所上場
2008年7月31日	香港証券取引所(Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)上場

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー (HSBC Bank plc、以下「本カストディアン」といいます。)は、預託された本信託の金の保護預かりを行います。金は認定参加者から直接預託されます。受託者は本カストディアンを監視します。
	認定参加者は、受託者に対してバスケットの設定・解約を行い、受託者は、これの受付および処理を行います。
	認定参加者は、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。
	本信託の受益証券(大券)はデポジトリ・トラスト・カンパニー(the Depository Trust Company、以下「DTC」といいます。)に預託され、DTCのノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録されます。本受益権は、DTCの振替決済制度によってのみ譲渡することができます。
	スポンサーと受託者との間で信託約款が締結されています。受託者は、本信託の日常的な管理責任を負います。一定の場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。
	マーケティング・エージェントは、本信託のマーケティングにつきスポンサーを支援しており、本信託による利用のためのSPDR [®] の商標のサブライセンスを取得しました。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
ワールド・ゴールド・トラスト・サービシズ・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)	スポンサー	スポンサーおよび受託者は、2004年11月12日に信託契約(適宜修正されます。)を締結しました。 本信託のスポンサーとして、スポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者およびかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。一定の場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング (BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)	受託者	受託者およびスポンサーは、2004年11月12日に信託契約(適宜修正されます。)を締結しました。 本信託の受託者として、受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。これには、(1)本信託の費用支払の必要に応じた、本信託が有する金の売却(金の売却は通常毎月1度行われます。)、(2)本信託のNAVおよび本受益権1口当たりNAVの計算、(3)認定参加者からのバスケットの設定・解約請求の受付および処理ならびに本カストディアンおよびDTCとの間でのかかる請求の処理の調整、ならびに(4)本カストディアンの監視が含まれます。
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー (State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)	マーケティング・エージェント	マーケティング・エージェントおよびスポンサーは、2015年7月17日付でマーケティング・エージェント契約の改定版(適宜修正されます。)を締結しました。かかる契約は2022年7月22日に失効し、その時点でこの期間終了時点より12か月前にいずれかの当事者から契約に従って解約されない限り、自動的に2年間継続されます。 本信託のマーケティング・エージェントとして、マーケティング・エージェントは、スポンサーのために、(1)本信託に関するマーケティング計画の継続的作成、(2)本受益権に関するマーケティング資料の作成(本信託のウェブサイト上のコンテンツを含みます。)、(3)本信託のマーケティング計画の実行、(4)戦略的および戦術的なETF調査への金の組み込み、(5)本信託による利用のためのSPDR [®] の商標のサブライセンス許諾、ならびに(6)コールセンターおよび目論見書の注文、発送等のフルフィルメント等の受益権保有者サービスの支援、といった業務を行っています。
エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)	本カストディアン	本カストディアンおよび受託者は、2015年7月17日に特定金口座契約の第二改定版および非特定金口座契約の第二改定版(これらの契約を「カストディ契約」と総称します。)を締結しました。 本信託のカストディアンとして、本カストディアンは、認定参加者によるバスケットの設定に関して本カストディアンに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりを行います。また、本カストディアンは、認定参加者および本信託のために維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを行います。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

デラウェア州会社法

(ロ) 事業の目的

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)の、(a)宝飾品、投資および工業的応用ならびに価値保存の手段としての金の利用の促進、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発、(c)金に関する情報の収集および普及事業の遂行を目的として組織されました。

(ハ) 資本の額

2019年9月30日現在のスポンサーの資本出資額は、[16,000,000]米ドル(1,740,960,000円)です。

(ニ) 会社の沿革

スポンサーは、2002年7月17日、デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーとして設立されました。

(ホ) 大株主の状況

(2019年9月30日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率(%)
WGC(US)ホールディングス・ インク (WGC(US)Holdings, Inc.)	685 Third Avenue, 27th Floor New York, NY 10017	16,000,000 米ドルの出資	100%

ワールド・ゴールド・カウンシルは、スポンサーの最終的な親会社であり、その完全子会社であるWGC(US)ホールディングス・インクを通じてスポンサーに対する投資持分を保有しています。

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

本信託の管理は信託に関するニューヨークのコモンローおよび制定法に準拠します。

本信託は、2004年11月12日に、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーと受託者との間の信託約款により創設された信託です。信託約款、および信託約款におけるスポンサー、受託者、(本信託の受益権を表章する大券の登録所有者としての)DTC、ならびに本受益権保有者の諸権利は、ニューヨーク州法に準拠します。

金の預託と引き換えに、本信託資産の割合的な未分割の受益権を表章する本受益権が発行されており、本受益権の解約に関して金を分配します。本受益権の発行と解約は、受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結した認定参加者がバスケットで行います。認定参加者は、本受益権を一般投資家に売却することができます。本受益権の各受益的所有者は、信託約款の条件に従い、所有する本受益権の範囲内で本信託の受益者とみなされます。本受益権は発行される際、全額払い込まれ、追加払込義務はありません。本受益権の購入者は、単に本受益権を所有しているという理由のみでは、本受益権の購入に対する支払義務はありません。

スポンサーは、信託約款およびカस्टディ契約の交渉ならびに当初の金の預託の手配を含めて、本信託の設立に責任を負う立場にありました。本信託は、受託者が信託約款を締結・交付し、当初の金の預託を受領したことをもって法的に実存することとなりました。

スポンサーは、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監督していますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督を行っているわけではありません。スポンサーは、本信託の全般的な業務を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。スポンサーは、信託約款に規定されているところに従って、受託者に指示することができます。スポンサーは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)へ提出する責任を負い、当該報告書に必要な証明を提供します。スポンサーは、本信託の独立の登録公認会計士事務所を指名し、その時々において本信託の法律顧問を利用する場合があります。スポンサーによる本受益権の販売の一助とするために、スポンサーは、マーケティング・エージェントと本信託との間でマーケティング・エージェント契約を締結しています。スポンサーは、本信託のために、本信託および本受益権の情報を含むウェブサイト(www.spdrgoldshares.com)を維持管理します。

受託者は、本信託の運営記録の維持も含めて、一般的に本信託に関する日常的な管理について責任を負っています。受託者の主な責任には、次の事項が含まれます。(1)本信託の費用支払いの必要に応じて本信託の金を売却すること(金の売却は通常毎月1度行われます。)、(2)本信託の純資産価額(NAV)および本受益権1口当たりNAVを算定すること、(3)認定参加者からバスケットを設定・解約する請求を受け付け、処理すること、また、かかる請求について本カストディアンおよびDTCと処理の調整を図ること、ならびに(4)本カストディアンを監視すること。受託者が、本カストディアンのもとで金を保管することが本信託のためにならないと判断した場合、受託者はスポンサーにその旨勧告しなければなりません。それを受けたスポンサーは、本カストディアンについて一定の対応措置をとるよう受託者に指示を出すことができます。そのような指示がない場合、受託者は、本カストディアンから金を引き上げるための措置を講ずることができます。カストディ契約上、受託者が、本信託の金または本カストディアンが管理する記録を検査する目的で本カストディアンの構内を視察する権利は年に2回が上限とされているため、受託者による本カストディアンの業務遂行の監督は、限定的なものとなる可能性があります。インスペクトレート・インターナショナル・リミテッド(Inspectorate International Limited)は、本カストディアンの金庫室で本信託のために保有する金地金の在庫の確認を毎年2回実施します。延べ棒の全面的な確認は、年に1度、本信託の事業年度末である9月30日と同時期に行われます。2度目の確認は、無作為抽出の確認であり、同じ事業年度内の特定の日に行われ、直近では2019年2月15日に実施されました。さらに、受託者は、本信託の金またはサブカストディアンが管理する記録を検査する目的でサブカストディアンの構内を視察する権利を有しておらず、いかなるサブカストディアンも、受託者がかかるサブカストディアンの施設、手順、記録または信用力について実施したいと考える検査に協力する義務を負いません。受託者は、本信託の全般的な業務を監視するため、スポンサーと定期的に連絡を取ります。受託者は、スポンサーとともに、必要に応じて本信託の法律、会計およびその他の専門的なサービス提供者と連絡を取り合います。受託者は、本信託のためにSECに提出する必要がある全ての定期報告書の作成について、スポンサーを支援・支持します。

本信託の保管口座の管理は英国法に準拠します。

本信託の資産は、特定金口座の金地金および計上された金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表します。)および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。本信託によって預託、保有される金地金のカスタディ業務は、本カスタディアンが英国ロンドンの金庫室において、本カスタディアンが提供します。本カスタディアンは、金がサブカスタディアンの金庫に割り当てられた場合を除き、本信託の全ての金を本カスタディアン自身の金庫で保有します。金がサブカスタディアンの金庫に割り当てられた場合、本カスタディアンは、自らの費用と危険負担により、当該金をサブカスタディアンの金庫から本カスタディアンの金庫まで速やかに輸送するべく商業的に合理的な努力を払うことに同意しています。本カスタディアンは、LBMAの規則に基づくマーケット・メーカー、クリアラーおよび承認検量者であります。

本カスタディアンは、受託者から指示を受けて、非特定形式の金の預託を、本信託のために受け入れることができます。本カスタディアンは、受託者から受けた標準指示に従い、本信託の特定金口座(以下「信託特定口座」といいます。)に預託するため、本カスタディアンが保有する非特定の金地金の延べ棒から選定することにより、またはサブカスタディアンが保有する非特定の延べ棒から延べ棒を配分するようにサブカスタディアンに指図することにより、本信託に非特定形式で預託された金を配分します。本信託に配分された全ての金地金は、LBMAのルール、規則、慣行および慣例に適合していなければならず、本カスタディアンは実務上可能な限り速やかに、LBMAのルール等に不適合な金地金を、それらに適合するものと交換しなければなりません。

受託者と本カスタディアンは、カスタディ契約を締結しており、かかる契約により、本信託の非特定金口座(以下「信託非特定口座」といいます。)および信託特定口座が設定されています。信託非特定口座は、バスケットの設定および償還ならびに本信託のために受託者によってなされる金の販売に関連して、認定参加者および本信託間での金の預託および金の解約分配のための振替えを行うために利用されます。本信託に向けてまたは本信託から金が振り替えられるときを除き、本信託に預託された全ての金は、信託特定口座によって保有されます。カスタディ契約は、寄託についての英国コモンローおよび英国契約法を含む英国法に準拠しています。

本信託に適用される英国法に基づくカスタディアン受寄者の義務は、以下のとおりです。

- (a) カスタディ契約に基づく契約上の義務を履行し、当該契約で許可された方法により、または本信託の承諾を得て、金地金を取引すること。本信託が許可していない方法で金地金を取引した場合には、そのような行為の結果について責任を負うこと。
- (b) 預託された金地金の安全な保管について相応の注意を払うこと。カスタディアンに要求される注意義務の基準は、事案の状況次第となります。本件の場合、本カスタディアンには、報酬を受けるカスタディアンとして高度な注意義務が期待されることとなります。
- (c) 金を保管している金庫室、ならびに金庫室を取り巻く保管およびセキュリティ体制が目的にかなった適切なものとなることを確実にするために、相応の注意を払うこと。

- (d) 金地金を予期せぬ危険から保護するため相応の注意を払うこと。窃盗に遭遇した場合は取り戻し、敵対的な要求に対して本信託の権利を擁護すること。
- (e) 要求に応じて本信託に金地金を返却すること。また、返却する際には、カストディ契約に規定された指示に従うこと。

本カストディアンは、自らの契約上の責任を制限することができることになっていますが、いかなる制限事項であっても厳格に解釈されることになり、また、どのような場合でも過失の責任を免れることにはなりません。

カストディ契約の免責条項の規定によると、本カストディアンは、カストディ契約に基づく義務の履行にあたり相応の注意を払うことになっており、本信託が被った損失や損害について責任が問われるのは、義務を履行する際の過失、不正行為、または故意の債務不履行がその直接的原因になった場合のみとなっています。そのような場合、本カストディアンの責任は、かかる過失、不正行為、または故意の債務不履行が発見された時点における金地金の市場価値に限定されることとなります。さらに、本カストディアンは、カストディ規則で必要とされること、または明確にカストディ契約に規定されていること以上の特別な準備や事前対応策を講じる、または講じるよう本カストディアンによって選ばれたサブカストディアンに要求する義務はありません。

米国連邦法

本信託は、1940年米国投資会社法(以下「1940年法」といいます。)に基づく投資会社としての登録は行っており、同法に基づくSECへの登録は要求されていません。本信託では、CFTCが管理しているCEAの規制を受ける商品先物契約を保有または取引することはありません。本信託は、CEAにおけるコモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者、本信託のマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権との関係で、コモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者として規制を受けることはありません。

本受益権は、NYSEアーカ取引所で取引されます。本信託は、SECが管理している1934年米国証券取引法(以下「1934年法」といいます。)における報告会社となっています。本信託は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)における譲与者信託(grantor trust)です。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

() SECへの情報公開

1934年法の第12条(b)に基づいて本受益権を登録しているため、本信託は、臨時、四半期、および年次の報告書(以下「本信託の報告書」といいます。)をSECに提出することが求められています。

- ・フォーム10-Kによる年次報告書。本信託は、SECに対して、会計年度末後60日以内に、監査済財務書類を含む年次報告書をフォーム10-Kを使用して提出することが求められています。
- ・フォーム10-Qによる四半期報告書。本信託は、SECに対して、会計四半期の最初の三期間について各期間終了後40日以内に、四半期報告書をフォーム10-Qを使用して提出することが求められています。この報告書は、米国一般会計原則に従って作成され、本信託の監査人によって監査された中間財務書類を含みます。

・フォーム8-Kによる臨時報告書。フォーム8-Kを使用した臨時報告書は、フォーム上に規定されている事態が1つでも発生した際に提出することが求められています。一般的に、提出期限は事態発生日から4営業日となっています。当該事態には次の事項が含まれます。

- ・本受益権の保有者の権利に対する重大な変更、
- ・主要役員の離脱、
- ・信託約款に対する修正、
- ・監査役の変更、
- ・上場廃止通知の受領、継続上場規則もしくは基準の不履行、または国内証券取引所もしくはディーラー間相場システムからの上場移転。

本信託は、本信託の報告書をEDGARシステムを通じて提出します。

() 本受益権保有者への情報公開

本受益権保有者は、本信託の報告書をwww.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comからオンライン経由で適時に入手することができます。本受益権保有者はまた、NAV、本受益権1口当たりNAVおよび本受益権の価格等に関する情報もwww.spdrgoldshares.comからオンライン経由で適時に入手することができます。

(6) 【監督官庁の概要】

本信託は、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーと受託者との間の信託約款により創設された信託です。信託約款、ならびに信託約款におけるスポンサー、受託者、(本信託の本受益権を表章する大券の登録保有者としての)DTC、および本受益権保有者の諸権利は、ニューヨーク州法に準拠します。本信託は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)における譲与者信託(grantor trust)です。

本信託は、SECが管理している1934年法における報告会社となっています。本信託は、1940年法に基づき投資会社として登録されておらず、同法に基づくSECへの登録を義務づけられていません。本信託は、CFTCにより管理され、CEAの規制を受ける商品先物契約を保有せず、またその取引を行いません。本信託は、CEAの目的上コモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者または本信託のマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権に関連してコモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者として規制に服しません。

デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであるスポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監督しますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。

受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。受託者は、連邦準備制度理事会の監督に服する加盟州法銀行(state-chartered bank)であり、またニューヨーク州銀行局の監督を受けています。

本カストディアンは、バスケットの設定に関して認定参加者により本カストディアンに預託された本信託の金の保護預かりを行います。本カストディアンは、英国の健全性規制機構および金融行為規制機構(以下「FCA」といいます。)の監督下に置かれています。

各認定参加者は、(1)SECに登録されたブローカー・ディーラーまたは証券取引を行うためにブローカー・ディーラーとしての登録を必要としないその他の証券市場参加者(銀行その他の金融機関)で、(2)DTCへの参加者です。

ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)の100%子会社であるマーケティング・エージェントは、SECに登録されたブローカー・ディーラーであり、金融取引業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority)(以下「FINRA」といいます。)のメンバーです。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

本受益権は、投資家に対し、有価証券への投資を通じて金市場に参加する機会を提供することを意図しています。歴史的に、金の購入、保管および付保の手配は、機関投資家および個人投資家が参入する障壁となってきました。本受益権の保有は、市場に参入するためこれらの障壁を打ち破ることを意図しています。金の保管および付保の手配は、本カストディアンによって取り扱われ、関連費用は本受益権の価格に組み込まれています。したがって、投資家は、その他の上場有価証券の投資に関連して生じるもの以上の追加的な義務または費用を負担しません。

本信託の資産は、特定金地金および計上された金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表章します。)および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。本信託が保有する現金に利子は生じません。本信託はいかなるデリバティブ商品も保有しません。各本受益権は、本信託の債務(発生済として見積もられている費用を含みます。)を控除した後の本信託が保有する金および現金に対して、発行済本受益権の総数を基として、これに比例する受益権を表章します。本受益権の流通市場取引価格は、金の価格に応じて変動しますが、スポンサーは、本受益権の取引価格は発生済として見積もられている本信託の費用を控除したものを反映したものであると考えています。

本受益権は、機関投資家および個人投資家に対し、簡便で費用効率のよい方法で、特定金地金の保有によるものと同様の投資利益を得る機会を提供することを意図しています。本受益権への投資の長所としては、次のような点が挙げられます。

投資の容易性 投資家は、従来の証券取引口座を通じて金市場にアクセスすることができます。スポンサーは、投資家にとって、金の購入、取引および保有の伝統的な方法を使用する代わりに、本受益権を使用する方が、金取引を使った戦略的かつ周到な資産分配戦略をより効果的に実行できると考えています。

効果的な関連費用 スポンサーは、多くの投資家にとって、本受益権に関連する取引費用の方が、特定金の購入、保管および付保に関連する費用よりも少なく済むものと考えています。

取引所での取引 本受益権はNYSEアーカ取引所で取引されることにより、投資家に対し、様々な投資戦略を実行するための、購入、売却または空売りに対する効果的な手段を提供しています。本受益権は信用取引口座に適しています。本受益権はまた、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、シンガポール証券取引所、香港証券取引所および東京証券取引所に上場しています。

カストディアンが本信託のために保有する金による裏付け 本受益権は本信託財産によって金銭的な裏付けがなされており、本信託はデリバティブ商品を保有、使用していません。さらに、本信託の持分および現行市場価格に基づくそれらの価格は、各営業日ごとに本信託のウェブサイトでは報告されます。受託者の本カストディアンとの取決めにより、各営業日末時点で、本カストディアンが保有する本信託の口座に非特定形式の金は存在しません。したがって、本信託の金の持分は、本信託の財産として、本カストディアンの帳簿で認識され、ロンドンで保有されます。

本受益権は、本信託の未分割の受益権の割合的な口数および持分を表章します。本信託は、株式会社または活動的な投資主体のような運営管理はなされません。本信託が保有する金は(1)信託費用を支払うために必要な場合に応じて、(2)本信託が終了し、その資産を精算する場合において、あるいは(3)その他法令によって要請される場合においてのみ売却されます。本信託による金の売却は、本信託の受益権の保有者、すなわち受益権保有者に対する課税事由となります。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い - 米国」をご参照ください。

(2)【投資対象】

金

資産の種類	金
品質	信託約款に定める所定の要件(注1)を満たすもの
重量	29,737,588金オンス(2019年9月30日現在)(注2)
市場価格	44,169,239,649ドル(4,806,054,966,208円)(2019年9月30日現在)(注3)
保管場所	英国ロンドンに所在するカストディアンの金庫

(注1) 本信託資産を構成する金は、下記の条件を満たしている必要があります。

(a)ロンドン・グッド・デリバリーの要件を満たす金地金、(b)非特定ベースで維持された口座の貸記で、ロンドン・グッド・デリバリーで指定された要件を満たす金地金を受け取る権利に相当するもの、ならびに(c)スポンサーおよび受託者により今後随時指定され、SECに提出された本信託に関する目論見書において開示されるその他の金地金(ただし、このように指定された金は、金のロンドン・グッド・デリバリーで要求される最低限の純度を有することを前提とします。)。さらに全ての金地金は、(i)COMEX規則(「COMEX」とは、ニューヨーク・マーカンタイル取引所(以下「NYMEX」といいます。))のComex部門を指します。)に基づいて金に要求される最低限の純度を有し、()本質的な鉱物としての価値以外には、貨幣価値またはその他の価値を持たないものとします。

グッド・デリバリーの金の延べ棒の仕様

重量：金の最低含有量350ファイン・トロイ・オンス(約10.9キログラム)

金の最高含有量430ファイン・トロイ・オンス(約13.4キログラム)

延べ棒の総重量は、0.025の倍数のトロイ・オンスで表示され、0.025トロイ・オンス未満の端数は切り捨てとします。

寸法：グッド・デリバリーの金の延べ棒の許容される寸法の範囲は以下のとおりです。

長さ(上部)：250mm +/-40mmアンダーカット：5°から25°

幅(上部)：70mm +/-15mmアンダーカット：5°から25°

高さ：35mm +/-10mm

*アンダーカットとは、延べ棒の側面および上下底面の傾斜度を指し、側面から底面への垂直線からの偏角で表されます。

純度：条件を満たす最低純度は、1,000分の995.0(99.5%)とします。

刻印：シリアル番号(最多で11桁の数字または11文字から構成されます。)

精錬業者の分析結果印

純度(有効数字4桁*)

製造年度(延べ棒番号に最初の4桁数字として刻印されていなければ、4桁の数字番号)

* 2018年1月より、国家基準に基づき必要がある場合には、金および銀の延べ棒に有効数字を5桁まで刻印することができるようになっていました。しかし、混同やありうるあいまいな追記を防ぐために、ピリオドやコンマを区切りとして付さなければなりません。重量明細表には有効数字を4桁まで記載するものとします。

(* 出典：LBMA「金・銀の延べ棒に関するグッド・デリバリーのルール グッド・デリバリー・ゴールド・バーの仕様と上場申請手続(The Good Delivery Rules for Gold and Silver Bars, Specifications for Good Delivery Bars and Application Procedures for Listing)2019年1月」)

(注2) 重量は、195,999オンスの金の未払金に相当する量を含みます。

(注3) 価格は金投資の時価であり、2019年9月30日現在44,169,239,649ドル(4,806,054,966,208円)の金の未払金を含みます。原価は、2019年9月30日現在39,069,053,854ドル(4,251,103,749,854円)です。

現金

資産の種類	現金
価格	0ドル(0円)(2019年9月30日現在)
銀行口座	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コンビニエンス 口座番号 262671

(3)【運用体制】

スポンサーは、1933年証券法(以下「証券法」といいます。)に基づき本信託の設定および本受益権の登録に対して責任があります。スポンサーは、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監督しますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。スポンサーは、本信託の全般的な業務を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。スポンサーは、信託約款に規定されているところに従ってのみ、受託者に指示することができます。スポンサーは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し、SECに提出する責任があり、かかる報告書に対して必要とされる証明書を交付します。スポンサーは、本信託の独立の登録公認会計士事務所を指名することとなっており、その時々において本信託の法律顧問を利用する場合があります。スポンサーによる本受益権の販売の一助とするために、スポンサーは、マーケティング・エージェントと本信託との間でマーケティング・エージェント契約を締結しています。

スポンサーは、その誠実な行動もしくは行動の差し控え、判断の誤り、または本信託の金やその他の資産の売却を理由として生じた価値の下落または損失に対して、受託者またはいかなる本受益権保有者に対しても責任を負いません。ただし、前述した免責は、スポンサーに対して、その職務の遂行における自身の重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または本信託に対する義務および職務の未必の故意といえるような見落としにより生じるいかなる責任からも免責するものではありません。スポンサーならびにその株主、社員、取締役、役員、従業員、関係会社および子会社は、信託約款に基づく職務の遂行により発生した特定の損失、負債または費用について、本信託から補償を受け、不利益を蒙らない措置を本信託から受けるものとします。ただし、信託約款に基づく被補償当事者の義務および職務における重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または未必の故意といえるような見落としによる責任についてはこの限りではありません。こうした補償には、信託約款の下でのいかなる請求または債務に対する防御において発生するコストおよび費用の本信託からの支払いを受けることが含まれます。信託約款に基づき、スポンサーは、信託約款の条項に照らしてその行為につき補償を得ることが不適格にならない限度で、信託約款に基づくスポンサー活動に関連して行った支払いについて本信託に補償を求めることができます。

スポンサーはまた、マーケティング・エージェント契約または参加者契約に基づき発生した損失、債務または費用について、かかる損失、債務または費用が受託者によりスポンサーに提供された書面に含まれる重要な事実に関する不実記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受け、不利益を蒙らない措置を本信託から受けます。

(4)【分配方針】

信託約款は、本受益権保有者に対する分配について、2つの場合のみを規定しています。第1に、受託者およびスポンサーは、本信託の現金勘定残高が本信託の今後12か月間の費用の見積額を上回り、その超過額が発行済の本受益権1口当たり0.01ドルを上回ると判断する場合、超過額を本受益権保有者に分配するよう指図します。第2に、本信託が終了および清算される場合、受託者は、本信託の残存債務全てを弁済し、適用ある租税その他の政府賦課金および偶発債務または将来債務のための受託者が決定する引当金を設定した後、残存する額があればこれを本受益権保有者に分配します。分配のために受託者が定めた基準日に登録されている本受益権保有者は、分配を按分で受領することができます。スポンサーは本信託の通常の運営過程の中では分配がなされることはないと考えています。

(5)【投資制限】

本信託の資産は、特定金地金および計上された金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表章します。)および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。本信託が保有する現金に利子は生じません。本信託はいかなるデリバティブ商品も保有しません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

本受益権の価値は、本信託が保有する金の価値に直接連動し、金の価格変動は本受益権への投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

本受益権は、金価格の変動を可能な限りそのまま反映するように設計されており、本受益権の価値は、本信託が保有する金の価値に直接連動します(債務(発生済として見積もられている費用を含みます。)を控除します。)。金価格は、過去数年間に渡り、大きく変動しました。以下のような様々な要件が金価格に影響を及ぼす可能性があります。

世界規模での金の需給。これは、装身具における金の使用、技術的および工業的利用、延べ棒、コイン、その他の金製品の形態での投資家による購入、金生産者による先物売り、金のヘッジポジションを解消するための金生産者による購入、中央銀行による売買ならびに中国、アメリカ合衆国およびオーストラリアといった主要金産出国の産出水準および費用水準といった要素による影響を受けます。

国際的もしくは地域的な政治、経済または金融に関わる事象および状況、特に性質上想定外のもの

投資家の有するインフレ率の見通し

為替相場

金利

ヘッジ・ファンドやコモディティ・ファンドによる投資や取引活動

所得の伸び、国内総生産および金融政策等のその他の経済変数

本受益権は重大な価格変動に直面しています。仮に金市場が激しい価格変動にさらされ続けるとすれば、金投資時よりも金価格が低いときに本受益権を売却する必要がある場合、損失が発生する可能性があります。たとえ長期間本受益権を保有し続けることができたとしても、金市場は、激しい価格変動に加え、歴史的に長期間、価格の停滞または低下が続いているため、利益を享受できるとは限りません。

さらに、金は、世界中の投資家により財産を保全するために利用されていますが、投資家は、将来的な購入力の点からみて金が長期的な価値を維持するという保証がないことに留意すべきです。金価格が下がる場合、スポンサーは、本受益権への投資価値もこれに比例して下がるものと考えています。

本信託によって保有される金の価値は、LBMA午後金価格を用いて決定されます。LBMA午後金価格に対するあらゆる将来的な変更およびLBMA午後金価格の算定における潜在的な不一致は本信託によって保有される金の価値に影響を与え、受益権に対する投資に悪影響をもたらす可能性があります。

LBMA午後金価格は、IBAにより管理される現物決済の、電子的に取引可能なオークションにおいて、参加者により、有効なオークション時間に参加者によって出された買い注文および売り注文を付き合わせて金の価格を決定する入札方法を用いて、毎営業日に2回(ロンドン時間午前10時30分および午後3時)決定されます。本信託の純資産価額は、本信託の主たる市場であるNYSEアーカが通常取引を行っている各日に、LBMA午後金価格を用いて、決定されます。特定の評価日においてLBMA午後金価格がニューヨーク時間午後12時までに公表されない場合、次の直近のLBMA金価格(午前または午後)が、本信託の純資産価額の決定に用いられます。本信託、スポンサーおよび受託者は、LBMA金価格の設定に関与しません。物理的な金を裏付けとする他の信託もまた、LBMA金価格を用いて、その純資産価額を決定しています。2015年3月20日、LBMA金価格はロンドン金値決めに代わる指標となり、広く用いられる毎日の金の価格の指標となりました。

LBMA午後金価格が、正確な指標でないと判明し、その他のメカニズムにより決定される価格と大きく異なる場合には、本信託の純資産価額および本受益権に対する投資の価値に悪影響がもたらされる可能性があります。LBMA午後金価格に大きな影響を与える程度のかかる指標についてのあらゆる将来的な変更は、本信託の純資産価額および本受益権に対する投資の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、LBMA午後金価格の算定は、正確な方法ではありません。むしろ、オークションプロセスにおける参加者ならびにオークションプロセスにおいて参加者からの注文に応じて金を売ろうとする参加者の顧客および特定の価格で金を買おうとする参加者の顧客からの注文を付き合わせる方法に基づいています。したがって、LBMA午後金価格は、市場における金の各買主および売主を反映し、特定の日または時間における全ての買いまたは売りの注文がなされた決定的な金の価格を設定することを意味するものではありません。オークションプロセス中になされた、参加者による全ての注文は、LBMA午後金価格オークションプロセスに従って決定された価格に基づき実行されます(オークション実行中に、注文が取り消されるか増減がある場合)。特定の日において、LBMA午後金価格の公表の遅延またはシステムがLBMA午後金価格を処理できない事態を招くような、電子的な障害またはその他の予期できない事由が発生することもあります。

LBMA午後金価格の完全性および信頼性に対する懸念が生じる場合、結果的に実態がないことが証明される場合でも、かかる懸念は金に対する投資家の関心に悪影響を与え、ひいては金の価格および本受益権への投資の価値に悪影響を与える可能性があります。

本信託の純資産価額はLBMA午後金価格を用いて決定されるため、LBMA午後金価格の計算における不一致または操作は本受益権への投資の価値に悪影響を与える可能性があります。さらに、価格決定メカニズムの完全性および信頼性に対する懸念は、本受益権等、LBMA午後金価格を用いる金や商品の取引に混乱を生じさせる可能性があります。加えて、かかる懸念は、潜在的に、LBMA午後金価格を計算する方法の変更および/またはLBMA午後金価格の完全な廃止をもたらす可能性があります。これらがそれぞれ要因となって、本受益権等、LBMA午後金価格を用いる金や商品の流動性の減少または価格ボラティリティの増大がもたらされる可能性があり、あるいは本受益権の取引価格に悪影響がもたらされる可能性があります。

本受益権によって表章される金の数量は、本信託の存続期間中、本受益権の取引価格が金価格の変動に対応して上下するのとは無関係に、本信託の費用を支払うのに必要な金の売却によって、継続的に減少します。

各発行済本受益権は、本信託が保有する金に対する割合的な未分割の持分を表章します。本信託には利子が付かず、本信託は継続的な費用の支払のために定期的に金を売却します。そのため、各本受益権により表章される金の数量は、時間とともに漸次減少します。金の本信託への追加の預託と引き換えに発行される本受益権に関しても同様です。これは、本受益権を設定するのに必要な金の数量は、設定時における発行済の本受益権により表章される金の数量に比例するためです。金価格が一定だと仮定した場合、本受益権の取引価格は、本受益権により表章される金の数量が漸次減少するのに伴い、金価格に比例して次第に低下していくものと見込まれます。

投資家は、本受益権の取引価格が金価格の変動に対応して上下するのとは無関係に、本受益権により表章される金の数量が徐々に減少していくことに留意すべきです。

本信託は消極的な投資主体です。これは、本受益権の価値が、本信託がアクティブ運用されていれば避けられたかもしれない信託損失により悪影響を受ける可能性があることを意味します。

受託者は、本信託により保有される金をアクティブ運用しません。これは、受託者が、金が高値の際に売却しないこと、または、将来価格が上昇するという見通しに基づいて金を安値で取得しないことを意味します。これはまた、受託者が、価格低下による損失リスクを減少させるために専門的な金投資家によって利用されるヘッジ技術を利用しないことを意味します。本信託による継続的な損失は、本受益権の価値に悪影響を及ぼすことになります。

本受益権は、本受益権1口当たりNAVと同額で取引されることもあれば、これよりも高い価格で、あるいは低い価格で取引されることもあり、本受益権1口当たりのNAVに対する取引価格のディスカウントまたはプレミアムの幅は、COMEXとNYSEアーカ取引所との間で取引時間が同じでないことにより広がる可能性があります。

本受益権は、本受益権1口当たりNAVと同額で取引されることもあれば、これよりも高い価格で、あるいは低い価格で取引されることもあります。本受益権1口当たりNAVは、本信託の資産の市場価値の変化に伴い変動します。本受益権の取引価格は、本受益権1口当たりNAVの変動や市場の需給に伴い変動します。本受益権1口当たりのNAVに対する取引価格のディスカウント額またはプレミアム額は、COMEXとNYSEアーカ取引所との間で取引時間が同じではないことにより影響を受ける可能性があります。本受益権はニューヨーク時間の午後8時までNYSEアーカ取引所で取引されるものの、国際金市場における流動性は、ニューヨーク時間の午後1時30分にCOMEXが終了した後は低下する可能性があります。その結果、この時間中は、本受益権についての取引スプレッドおよびプレミアムまたはディスカウントの幅が広がる可能性があります。

金価格が下がっている時に費用支払のために本信託が金を売却する場合、本受益権の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

受託者は、本信託の費用を支払う必要に応じて、その時点の金価格に拘らず、本信託が保有する金を売却します。本信託はアクティブ運用されていないため、金の価格変動の影響を避ける目的で、または金の価格変動を利用する目的で金の売買は行われません。したがって、本信託の金は、金価格が下がっている時に売却される可能性があり、結果として本受益権の価値が悪影響を受ける可能性があります。

金融危機により金の大量売却の動機が働く可能性があり、これにより金価格が下がり、本受益権への投資に悪影響が生じる可能性があります。

金融危機の際に金の大量の投げ売りが行われる可能性により、金価格が悪影響を受け、本受益権への投資に悪影響が生じる可能性があります。例えば、1998年のアジア金融危機により、個人による金の大量売却が行われ、金価格が下落しました。将来における金融危機は、金の価格推移に悪影響を与える可能性があり、ひいては本受益権への投資に悪影響が生じます。

本受益権保有者は、1940年投資会社法の下で登録されている投資会社の持分に関連する保護またはCEAにより認められた保護を与えられていません。

本信託は、1940年投資会社法(その後の改正を含みます。)に基づき投資会社として登録されておらず、同法に基づく登録を義務づけられていません。したがって、本受益権保有者は登録された投資会社への投資家に与えられている規制上の保護を受けていません。本信託は、CFTCにより管理されるCEAの規制を受ける商品先物契約を保有せず、またその取引を行いません。さらに、本信託は、CEAの目的上コモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者またはマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権に関連してコモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者としてCFTCによる規制に服しません。したがって、本受益権保有者は、CEAの規制を受ける商品またはコモディティ・プールへの投資家に与えられる規制上の保護を受けていません。

本信託は、本受益権保有者にとって不利な時に終了および清算を必要とする可能性があります。

本信託が終了および清算を必要とする場合、かかる終了および清算は、本受益権保有者にとって不利な時期、例えば金価格が本受益権保有者が本受益権を購入した時よりも下がっている時期に行われる可能性があります。かかる状況で、本信託の金が本信託の清算の一環として売却される場合、それにより本受益権保有者に分配される手取金は、金価格が売却時に上がっていた場合と比べて低くなります。

本受益権の流動性は、認定参加者の離脱により影響を受ける可能性があります。

本受益権について大量に持分を保有する1または複数の認定参加者が離脱する場合、本受益権の流動性が減少する可能性があり、これは本受益権の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

活発な取引市場の不足または本受益権の取引の中断は、本受益権の処分時における投資の損失をもたらす可能性があります。

受益権はNYSEアーカ取引所における取引に上場されていますが、本受益権に関する活発な取引市場が維持されるという保証はできません。本受益権に関する活発な市場が存在しない時、または有価証券全般もしくは本受益権の取引が中断されている時に投資家が本受益権を売却する必要がある場合、(仮に当該投資家がそれらを売却できた場合、)これは、投資家が本受益権に関して受領する価格に最も悪影響を及ぼす可能性があります。

金の価格は、ETFまたは金の市場に連動するその他の上場ピークルによる金の売却により影響を受ける可能性があります。

既存の上場ファンド、ETFまたは金の市場に連動するその他の上場ピークルが、物理的な金地金に関する需要のうち多くの割合を表章する場合、これらETFまたはその他の上場ピークルの有価証券に多くの償還があったとき、金地金の価格ならびに本受益権の価格およびNAVに悪影響を及ぼす可能性があります。

一定の場合に、解約請求が受託者により延期、停止または拒絶される可能性があります。

(1)週末または休日以外にNYSEアーカ取引所が閉鎖されているか、NYSEアーカ取引所における取引が停止または制限されている場合に、その期間、(2)緊急事態が存在している結果として金の引渡し、処分または評価が合理的に行えない期間、または(3)スポンサーが本受益権保有者の保護のために必要であると決定するその他の期間、受託者は、その単独の裁量により解約権を停止するかまたは解約決済日を延期することができ、スポンサーにより指示された場合には停止または延期を行います。さらに、受託者は、解約請求が参加者契約に定める適切な様式によらない場合または請求の実施が弁護士の意見において違法である場合、かかる請求を拒絶します。かかる延期、停止または拒絶により、解約を行おうとする本受益権保有者が悪影響を受ける可能性があります。例えば、結果として解約が遅れたことにより、遅延していた期間に本受益権の価格が下がった場合には、本受益権保有者の解約分配の価値が悪影響を受ける可能性があります。信託約款に基づき、スポンサーおよび受託者は、かかる停止または延期により生じ得る損失または損害に対する責任を免除されます。

本受益権保有者はその他一定のピークルの投資家が享受する権利を有していません。

本受益権は、インベストメント・トラストに対する持分として、会社の株式所有に通常結びついている法令上の権利(例えば、「少数株主圧力」をかける権利や「株主代表」訴訟を提起する権利を含みます。)を有していません。さらに、本受益権は、限定的な議決権および分配権しか有していません(例えば、本受益権保有者は取締役の選任権を有しておらず、配当を受領しません。)。 「第一部 ファンド情報 - 第2 管理及び運営 - 4 受益者の権利等 - (1)受益者の権利等 - 受益権に係る受益債権の内容」をご参照ください。

本受益権への投資はその他の金への投資方法と競合することで悪影響を受ける可能性があります。

本信託は、その他の金融ピークル(金業界の会社により発行された従来型の社債および株式ならびに金担保または金とリンクしたその他の証券を含みます。)、金への直接投資および本信託と同様の投資ピークルと競合します。市況、財務状況およびスポンサーの支配の及ばないその他の状況により、その他の金融ピークルへの投資や、または金への直接投資のほうがより魅力的なものとなる可能性があり、これにより本受益権の市場が制限され、本受益権の流動性が縮小する可能性があります。

公的部門による金の大量売却は本受益権への投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

中央銀行、その他の政府当局、国際組織から構成される公的部門は、準備資産の一部として金を売買し、保有します。公的部門は大量の金を保有し、その大部分は動きがありません。すなわちこれらの金は、金庫で保管され、公開市場において売買、賃貸、スワップその他の形で動くことはありません。将来における経済、政治もしくは社会の情勢または圧力により公的部門が一斉にまたは協調せずに保有する金資産を清算する必要が生じる場合、市場への金供給の突然の増加に対応するのに金の需要が不足する可能性があります。その結果、金価格は大幅に下落する可能性があります、それにより本受益権への投資に悪影響が生じることとなります。

本信託の金が紛失、損傷、盗難に遭うかまたはアクセスが制限される可能性があります。

本信託のために、本カストディアンまたはサブカストディアンによって保有されている本信託の金の延べ棒の一部または全部が紛失、損傷または盗難に遭うリスクが存在します。本信託の保有する金の延べ棒へのアクセスもまた、自然事象(地震等)または人間による行為(テロ攻撃等)により制限される可能性もあります。こうした事由のいずれも、本信託の運営に、ひいては本受益権への投資に、悪影響を及ぼす可能性があります。

金が紛失、損傷、盗難または破損した場合に、本信託が十分な回復財源を有していない可能性があり、詐欺の場合であっても、回復額が詐欺が発覚した時点の金相場に制限される可能性があります。

本信託、受託者およびスポンサーに対するニューヨーク州法上の、本カストディアンに対する英国法上の、ならびにサブカストディアンに対するカストディ業務に適用される法律上の、本受益権保有者の求償権は制限されません。本信託は保有する金について付保しません。本カストディアンは、適切と考える条件によりその業務に関する保険を維持しますが、かかる保険は金の全量をカバーしておりません。本信託は、かかる保険の受取人ではなく、付保範囲の存在、性質または金額を決定することはできません。したがって、本受益権信託者について、本カストディアンが本カストディアンが本信託のために保有する金に関する十分な額のまたはいかなる保険をも維持するという保証はできません。さらに、本カストディアンおよび受託者は、直接または間接的なサブカストディアンに対して、カストディ業務または本信託に代わり保有する金に関して、付保または保証金の設定を要求しません。したがって、保険により補償されておらず、誰も損害について責任を負わない損失が本信託の保有する金に関して生じる可能性があります。

本カストディアンは、その職務遂行に関する自身の懈怠、詐欺または故意の不履行を直接の原因とする損失についてのみ責任を負います。かかる責任は、特定金口座契約(「特定金口座契約」とは、当初2004年11月12日に締結された所定の特定金口座契約を意味します。)の場合には、かかる懈怠、詐欺または故意が本カストディアンにより発見された時点で信託特定口座に保有する金の延べ棒の相場に、非特定金口座契約(「非特定金口座契約」とは、当初2004年11月12日に締結された所定の非特定金口座契約を意味します。)の場合には、かかる懈怠、詐欺または故意が本カストディアンにより発見された時点で信託非特定口座に計上される金の相場に制限されます。各参加者非特定金口座契約(「参加者非特定金口座契約」とは、本カストディアンと各認定参加者の間の契約を意味します。)に基づき、本カストディアンは、かかる契約に基づくその職務遂行に関する自身の懈怠、詐欺または故意の不履行を直接の原因としない、認定参加者または本受益権保有者に生じた損失について、契約その他の形で責任を負わず、いかなる場合においても、その責任は、当該懈怠、詐欺または故意の不履行が本カストディアンに発覚した時点の認定参加者非特定金口座中の残高の市場価格を超えないものとします。

さらに、本カストディアンは、カストディ契約に基づく履行遅滞または不履行につき、その合理的支配を超える原因(天災、戦争またはテロ行為を含みます。)を理由とするものについて責任を負いません。その結果、受託者または投資家による英国法上の求償権は制限されます。さらに、英国コモン・ロー上、本カストディアンまたはサブカストディアンは、その合理的支配を超える原因を理由とするカストディ義務の履行遅滞または不履行について責任を負いません。

金の延べ棒は、本カストディアンのロンドンの金庫所在地に輸送されるまで、本カストディアンにより指名される1ないし複数のサブカストディアンか、または本カストディアンにより指名されたサブカストディアンが委託する1ないし複数のサブカストディアンによって保有されることがあります。特定金口座契約の下では、本信託の金の延べ棒を本カストディアンにより指名されたサブカストディアンから引渡しを受けるために商業的に合理的な努力を払う本カストディアンの義務を除き、本カストディアンは、サブカストディアンの選任が過失または悪意で行われていない限り、かかるサブカストディアンの作為または不作為について責任を負いません。本信託の金の延べ棒を保有するサブカストディアンと受託者または本カストディアンとの間には書面によるいかなる契約取決めも予定されていません。これは、伝統的に、かかる取決めは、LBMAの規則およびロンドン地金市場の慣例および慣行に基づいているためです。かかる取決めに関してまたはこれに起因して法的紛争が生じた場合、かかる慣例および慣行を明確にすることが難しい可能性があります。LBMAの規則は、本信託の支配の及ばないところで変更される可能性があります。英国法上、受託者または本カストディアンのいずれも、金の保管に関連する損失につき、サブカストディアンに対して権利行使に耐えられるだけの契約違反に基づく請求権を有しないと思われる。本信託の金の延べ棒がサブカストディアンによる保管中に紛失または損傷した場合、本信託は、本カストディアンまたはサブカストディアンから損害を回復することができない可能性があります。

特定金口座契約、非特定金口座契約および参加者非特定金口座契約に基づく本カストディアン⁽¹⁾の義務は、英国法に準拠します。本カストディアンは英国のサブカストディアンと取決めを締結することができ、かかる取決めもまた英国法に準拠する可能性があります。本信託は、ニューヨークのインベストメント・トラストです。連邦裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所は、英国法(カストディの手配に関連する限り、大部分が制定法ではなく判例に由来します。)、LBMA規則またはロンドンのカストディ市場における慣例および慣行の解釈に問題のある可能性があります。連邦裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所において、受託者がサブカストディアンを訴えることは困難または不可能な場合があります。さらに、連邦裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所による判決を外国の裁判所で執行することは、本信託にとって困難で、時間がかかる、および/または費用がかかる可能性があります。

本信託の金の延べ棒が紛失、損傷、盗難または破損し、ある当事者が本信託に対する責任を負う場合、当該責任を負う当事者は、本信託の請求に応じるに足る財源を有していない可能性があります。例えば、具体的な紛失があった場合、本信託にとっての唯一の回復先は、現在、本信託の金を全て保有する唯一のカストディアンである本カストディアンもしくは(指名されている場合は)1ないし複数のサブカストディアンまたは(特定できる場合に限られるが)その他の責任を負う第三者(例えば、窃盗犯またはテロリスト)に限定され、これらのいずれもが本信託の有効な請求に応じるだけの財源(賠償責任保険による付保を含みます。)を有していないという可能性があります。

本受益権保有者または認定参加者のいずれも、カストディ契約上、本カストディアンまたはサブカストディアンに対する受託者の請求権を主張する権利を有しておらず、カストディ契約上の請求権は、本信託に代わり受託者によってのみ主張することができます。

受託者または本カストディアンのいずれも、本信託の金の延べ棒を本カストディアンのロンドンの金庫に輸送するまで一時保有することのあるサブカストディアンの活動を監督または監視しないため、サブカストディアンが本信託の金の延べ棒の保管に当たり適切な注意義務を履行しない場合には、本信託に損失が生じる可能性があります。

特定金口座契約に基づき、本カストディアンは、本信託の全ての金の延べ棒を本カストディアン自身の金庫で保有することに同意しています。ただし、金の延べ棒が本カストディアンの金庫以外の金庫に割り当てられている場合を除きます。この場合には、本カストディアンは、自らの費用と危険負担により、当該金の延べ棒を本カストディアンの金庫まで速やかに輸送するべく商業的に合理的な努力を払うことに同意しています。それでもなお、本信託の金の延べ棒の一部が、本カストディアンにより指名された1ないし複数のサブカストディアンにより、またはかかるサブカストディアンのサブカストディアンにより保有されうる期間が存在する可能性があります。

本カストディアンは、特定金口座契約に基づき、サブカストディアンの指名にあたり合理的な注意を払うことを求められますが、それ以外には自身が指名したサブカストディアンに関していかなる責任も負いません。かかるサブカストディアンは、さらに追加のサブカストディアンを指名することができますが、本カストディアンは、かかるサブカストディアンの指名について責任を負いません。本カストディアンは、サブカストディアンによるカストディ業務の遂行または追加のサブカストディアンの選任を監視する責任を負いません。受託者は、サブカストディアンの業務執行を監視する責任を負いません。さらに、受託者は、本信託の金の延べ棒またはサブカストディアンが管理する記録を検査する目的で、サブカストディアンの構内を視察する権利を有していないことがあり、いかなるサブカストディアンも、受託者がかかるサブカストディアンの施設、手順、記録または信用力について実施したいと考える検査に協力する義務を負いません。

さらに、カストディ契約上、本信託の金の延べ棒および本カストディアンが管理する特定の関連する記録を検査する目的で、受託者が本カストディアンの構内を視察する権利は限定的であることから、受託者による本カストディアンの業務遂行の監督は、限定的なものとなる可能性があります。

受託者および本カストディアンによるサブカストディアンの提訴は制限される可能性があり、これによりサブカストディアンが本信託の金の延べ棒を保管する際に適切な注意義務を果たさなかった場合に本信託が損失を被る可能性が高まります。

一次的に金を保有するサブカストディアンが本信託の金の延べ棒を保管する際に注意義務を果たさなかった場合、受託者または本カストディアンによるかかるサブカストディアンからの損害回復は、適用ある英国法上認められることのある求償権、またはサブカストディアンが英国に所在しない場合、その他の適用法上認められることのある求償権のみに制限される可能性があります。これは、本信託の金の延べ棒を保有するサブカストディアンと受託者または本カストディアンのそれぞれとの間に書面による契約の取決めがなされることが想定されていない場合があるためです。受託者または本カストディアンのサブカストディアンに対する求償権が前記のように制限される場合、本信託は損失について十分に補償されない可能性があります。

本信託の非特定金口座および認定参加者の非特定金口座で保有される金は、本カストディアンからの資産から分別されません。本カストディアンが倒産する場合、その資産は、本信託または認定参加者による請求に応じるのに不足する可能性があります。さらに、本カストディアンが倒産する場合、本信託の特定金口座で保有される金地金を特定する際に遅延および費用が発生する可能性があります。

購入請求のための預託の一部または解約分配の一部である金は、一時的に信託非特定口座で保有され、その前またはその後は、購入または解約を行う認定参加者の認定参加者非特定金口座で保有されます。この間、本信託および認定参加者(場合により)は、本カストディアンが保有する特定の金地金に対する所有権を有さず、それぞれがかかる非特定金口座で保有する金の数量に関して本カストディアンに対する無担保債権者となります。さらに、本カストディアンが本信託の金の分配を、適時に、適切な数量をもって、もしくはその他の点につき非特定金口座契約の条件に従って、行わなかった場合、またはサブカストディアンが本信託のために保有する金を分別しなかった場合、配分されなかった金は本カストディアンの資産から分離されず、本信託は、本カストディアンが倒産した際に保有する数量に関して本カストディアンに対する無担保債権者となります。本カストディアンが倒産した場合、本カストディアンの資産は、本信託または認定参加者による各自の非特定金口座で保有される金の数量についての請求を満たすのに不足する可能性があります。

本カストディアンの倒産の場合、清算人は、本カストディアンが保有する全ての勘定(信託特定口座を含みます。)で保有される金へのアクセスの凍結を求める可能性があります。本信託は特定された金の延べ棒の法的所有権を保持しますが、本信託は、特定された金の延べ棒の占有の取得に関連して費用を負担する可能性があり、また清算人によるカストディアンに起因する未払いの手数料の請求についての主張は、バスケットの設定および解約を遅らせる可能性があります。

本カストディアンの金地金のカストディ業務は、政府による特定の監督規制を受けません。

本カストディアンは、認定参加者によるバスケットの設定に関して本カストディアンが本信託に割り当てた本信託の金地金の保護預かりに責任を負います。本カストディアンはまた、認定参加者および本信託のために維持する非特定金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを行います。本カストディアンは、(貴金属市場参加者にとっての原則を示す)LBMAの規則に基づくマーケット・メーカー、クリアラーおよび承認検量者ですが、LBMAは公的機関または政府の規制機関ではありません。さらに、本カストディアンは、米国の規制機関による一般銀行規制に服し、また健全性規制機構およびFCAにより英国において一般的な規制を受けますが、かかる規制は、英国における本カストディアンの金地金のカストディ業務を直接的に対象とするものではありません。したがって、本信託は、本信託の金を安全に保管するために、LBMAのベストプラクティスを遵守しおよび金地金のカストディ業務の十分な内部統制を遂行することについて、本カストディアンに依存しています。

マーケティング・エージェントおよび認定参加者にスポンサーが一定の債務を補償できなかった場合にこれらの者に補償する本信託の義務は、本受益権の投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

スポンサーは、マーケティング・エージェント、そのパートナー、取締役および役員またはマーケティング・エージェントを支配する者ならびにこれらの承継人および譲受人を、以下の各号に関係してマーケティング・エージェントが負担する損失、損害、費用、債務または請求権について補償すること、ならびにマーケティング・エージェントがこれらについての支払義務を負担する場合にこれを分担することに同意しています。

- (1) 目論見書(仮目論見書、目論見書の補足書類および目論見書の添付資料を含みます。)がその一部を構成する登録届出書に含まれた重要な事実に関する不実記載もしくは不実であると主張される記載、または当該書類に記載を要する重要事実もしくは当該書類中の記述に誤解を生じさせないために必要な重要な事実の遺漏、または遺漏があったと主張される場合
- (2) マーケティング・エージェント契約に基づく表明保証または誓約に関してスポンサーが行った重要事実に関する不実記載もしくは不実であると主張される記載、またはスポンサーによる当該契約中の同意または約束の不履行
- (3) 本受益権の販売に関して用いた資料に含まれる重要事実に関する不実記載または不実であると主張される記載
- (4) 特許および契約の紛争に関連する第三者の請求を取り巻く状況
- (5) マーケティング・エージェントによるマーケティング・エージェント契約に基づく職務遂行

受託者は、マーケティング・エージェントに対し、前記に基づく補償および分担額について、本信託の資産のみからおよび本信託の資産の範囲で、スポンサーが期限到来時に直接支払っていない限度で、補償することに同意しています。参加者契約に基づき、スポンサーはまた、一定の債務(証券法に基づく債務を含みます。)について認定参加者を補償し、認定参加者がかかる債務に関して支払義務を負担する場合にこれを分担することに同意しています。受託者は、認定参加者に対し、本信託の資産のみからおよび本信託の資産の範囲で、スポンサーが支払期限にかかる金額を支払っていない限度で、当該債務に関してスポンサーが支払う補償および分担額について、償還することに同意しています。本信託がかかる額の支払を求められる場合、受託者は、かかる額を支払うために本信託の資産の売却を要し、これに応じて本信託のNAVは減少し、それにより本受益権への投資に悪影響が生じます。

信託約款に基づき、スポンサーは、信託約款に基づくスポンサーの活動に関係して行った支払につき、自己の行為が信託約款の条項上、補償を受ける資格を喪失しない限度で、本信託に補償を求めることができる場合があります。スポンサーはまた、マーケティング・エージェント契約または参加者契約に基づき発生した損失、債務または費用について、かかる損失、債務または費用が受託者によりスポンサーに提供された書面に含まれる重要な事実に関する不実記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受け、不利益を蒙らない措置を本信託から受けます。

本信託は、受託者、本カストディアンならびにマーケティング・エージェントの情報およびテクノロジーシステムに頼っており、さらに比較的度は低いものの、情報システム妨害、サイバーセキュリティ攻撃または我々の記録保管および管理に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の障害の影響によって、悪影響を受ける可能性のあるスポンサーにも頼っています。

本カストディアン、受託者およびマーケティング・エージェントは情報テクノロジーインフラに頼っており、それには本信託に関連する事業を行うためのネットワーク、ハードウェアおよびソフトウェアシステムも含まれます。サイバーセキュリティの事故や、コンピューターシステム、ネットワークおよび情報をサイバーセキュリティの脅威から保護することに失敗した場合、情報の損失および本信託を代替して行う業務を含む、彼らの事業を行う機能に悪影響をもたらします。ネットワークおよびその他のサイバーセキュリティ対策を実行しても、彼らの安全対策は、すべてのサイバーセキュリティの脅威から保護するには十分ではない可能性があります。

潜在的な利益相反が、スポンサーまたはその関連会社と本信託との間で生じる可能性があります。

スポンサーおよびその関連会社と、本信託およびその株主との間で、利益相反が生じる可能性があります。それらの利益相反の結果、スポンサーは自身およびその関連会社の利益を、本信託およびその株主より優先する可能性があります。たとえば、スポンサー、その関連会社ならびに彼らの役員および従業員は、本信託と直接競合する可能性のあるものを含む、その他の事業や活動に従事することを禁止されていません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本信託は金の預託と引き換えに、本信託の財産に対する非分割の部分的持分を表章する本受益権を発行し、本受益権の償還に関連して金を交付するのみであるため、上記記載の投資リスクに対する特定の管理体制を有していません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

認定参加者は、バスケットの設定または解約の請求1件につき2,000ドルの取引手数料を受託者に支払うことを要します。1件の請求には複数のバスケットを含めることができます。取引手数料は、受託者により、スポンサーの承諾を得て、変更を行うことができます。受託者は、取引手数料の変更合意についてDTCに通知するものとし、通知日から30日が経過するまではバスケットの解約手数料の引き上げを実施しません。取引手数料は、設定および解約の請求受領時のバスケットの評価額の0.10%を超えてはなりません。

(2)【買戻し手数料】

上記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1)申込手数料」をご参照ください。

(3)【管理報酬等】

本信託の経常費用のみが、日次純資産価額の0.40%に相当する年率で生じるスポンサー費用です。スポンサー費用の代わりに、スポンサーは本信託の通常の手数料および費用を支払うことに合意しています。本信託の通常の手数料および費用は、受託者の手数料および費用、本信託の金地金の金カストディ業務の手数料および費用、スポンサーの報酬および費用、一定の税金、マーケティング・エージェント報酬、印刷および郵便費用、リーガルおよび監査費用、登録費用、NYSEアーカ取引所上場費用ならびにその他マーケティング手数料および費用を含みます。2019年9月30日に終了した年度におけるスポンサー費用は、135,175,043ドルでした。

また、本信託により以下の費用が発生し、支払われる可能性があります。

- ・ 特定金口座契約および非特定金口座契約に基づき本信託のために受託者により支払われる本カストディアン[®]の費用およびその他の請求((1)関連する税金、関税および政府賦課金、ならびに(2)本カストディアンを補償する義務を含みます。)、ならびにスポンサーの書面における事前承認を条件に、(A)金のカストディ、預託または配送ならびに金のカストディおよび保護預かりに関するサービス、ならびに(B)カストディ契約に従いその他のカストディアンにより請求される費用および請求
- ・ 信託約款に基づき行われる特別なサービスに対する受託者の通常では行われない特別な現金払いの支出および費用による受託者の支出
- ・ 一定の税金およびその他の各種政府賦課金
- ・ 各種税金および政府賦課金ならびにバスケットの設定または解約に関して受託者により支払われる税金、費用および請求
- ・ 本信託、金を含むその資産またはSPDR[®] ゴールド・シェアに関してスポンサーに課される税金またはその他の政府賦課金
- ・ 受託者またはスポンサーが本信託ならびに本受益権保有者の権利および利益を保護するために行った行為に対する支出および費用
- ・ 信託約款に基づき許容される受託者またはスポンサーへの補償額

- ・ 事業年度の総額で500,000ドルを超える、本受益権保有者への連絡で発生した費用
- ・ 特定の負債について「3 投資リスク (1) 投資リスク - マーケティング・エージェントおよび認定参加者に補償する本信託の義務は、本受益権の投資に悪影響を及ぼす可能性があります。」において説明される一定の請求権に関する償還額
- ・ (i)スポンサーおよび本信託、(ii)本カस्टディアン、ならびに(iii)受託者の、事業年度の総額で500,000ドルを超える、弁護士報酬および費用(訴訟費用を含みます。)の金額
- ・ 信託約款に基づきスポンサーにより負担されない本信託のその他全ての費用

(4)【その他の手数料等】

信託費用

受託者は、信託費用の支払いに必要な程度で金を売却します。その結果、売却される金の量は、信託費用の程度と金の市場価格に応じて適宜異なります。受託者が保有する現金には利息は付きません。

本信託による各金の売却は本受益権保有者の課税事由となります。下記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

日 本

本ファンドの日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります。

- () 個人に支払われるファンドの分配金は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることも、確定申告により申告する上場株式等(公募株式投資信託を含み、以下同様です。)の配当所得の金額の合計額について、申告分離課税とすることも総合課税とすることもできます。申告不要とした場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。

- () 法人(公共法人等を除きます。)に支払われるファンドの分配金は、法人税算出のため益金として法人税の課税所得に算入されるほか、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。

なお、源泉徴収された所得税額は、法人税から控除されます。

- () 個人が受益証券を譲渡した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。
 - a. 受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。また、損失が生じた場合には、当該損失は、他の株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。

- b. 受益証券は、その譲渡損益について税法上上場株式等として取扱われ、特定口座での取扱いや損失の翌年以降3年間の繰越しも可能です。

() 分配金および譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

上記内容は、本書提出日現在において施行されている法令に基づくものであり、法令が改正された場合には、内容が変更される場合があります。

米 国

米国所得税

本信託は、金売却時の利益(もしあれば)を除いて、課税対象所得を生み出すものではありません。日本の会社もしくは個人、または日本の居住者で、本受益権を保有している者、つまり、米国連邦所得税の目的上、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)第7701条でそれぞれ定義される(一定の海外居住米国人および以前に米国に長期間居住していた者以外の)(i)外国会社、または、(ii)非居住外国人には、一般的に、(A)本信託が金を売却した際の利益、または、(B)本受益権によって表章される本受益権の売却で得た利益に関して、米国連邦所得税や源泉徴収税が課されることはありません。ただし、(x)そのような利益が、米国における取引や事業の保有者による行為と事実上関連がある場合、または、(y)個人保有者が利益を得た場合で、当該保有者が売却のあった課税年度に183日以上米国にいること、その他の一定条件を満たす場合には、その限りではありません。

米国遺産税および贈与税

米国連邦遺産税法では、米国の市民または(米国連邦遺産税および贈与税目的で決定される)居住者のいずれにも該当しない者に関して、死亡時に米国に「帰属する」財産全てに米国連邦遺産税が課せられます。そのような課税目的上、本受益権は米国に帰属するとみなされる可能性があります。そうなった場合、本受益権は日本の個人所有者の米国総財産に含まれる可能性があり、被相続人が死亡した時点で有効な税率で米国連邦遺産税が課せられます。それに加えて、一定の状況では、米国連邦「世代間移転税」が課せられる可能性もあります。

米国の非市民および非居住者については、一般的に、有形の個人財産または米国に帰属する不動産のみに米国連邦贈与税が適用されます。有形の個人財産(金を含みます。)は、それが実際に米国にある場合には、米国に帰属します。本件は未決ですが、本受益権の所有は、課税上、本受益権の裏付けとなる金の所有であるとみなされるべきでなく、たとえ金を米国のカストディに預託している場合でも同様です。本受益権は無形財産とみなされるべきであり、米国人でない受益権保有者の生存期間中に譲渡された場合には、米国連邦贈与税の対象とするべきではありません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年9月30日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価合計(注2)	運用比率(%)
金	英国	44,169,239,649ドル (4,806,054,966,208円)	100%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産(負債控除後)		0ドル (0円)	0%
合計(純資産総額)		44,169,239,649ドル (4,806,054,966,208円)	100%

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 時価合計には、金の未収入金を含みます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

上記「(1)投資状況」をご参照ください。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間/各月末	本受益権1口当たり純資産価額(ドル/円)	本信託の純資産価額総額(千ドル/千円)	換算率
第13期末 (2017年9月29日)	121.91ドル (13,742.9円)	35,657,896千ドル (4,019,714,616千円)	1ドル=112.73円
第14期末 (2018年9月28日)	112.35ドル (12,759.6円)	28,323,140千ドル (3,216,659,010千円)	1ドル=113.57円
第15期末 (2019年9月30日)	140.00ドル (15,108.8円)	43,959,000千ドル (4,744,055,280千円)	1ドル=107.92円
2018年11月30日	115.14ドル (13,064.9円)	29,808,973千ドル (3,382,424,166千円)	1ドル=113.47円
2018年12月31日	121.16ドル (13,448.8円)	32,446,449千ドル (3,601,555,839千円)	1ドル=111.00円
2019年1月31日	120.05ドル (13,080.6円)	35,039,168千ドル (3,817,867,745千円)	1ドル=108.96円
2019年2月28日	124.62ドル (13,816.6円)	33,249,820千ドル (3,686,407,543千円)	1ドル=110.87円
2019年3月29日	122.34ドル (13,578.5円)	32,652,873千ドル (3,624,142,374千円)	1ドル=110.99円
2019年4月30日	121.06ドル (13,540.6円)	30,773,723千ドル (3,442,040,918千円)	1ドル=111.85円
2019年5月31日	122.27ドル (13,371.4円)	30,946,787千ドル (3,384,340,626千円)	1ドル=109.36円
2019年6月28日	132.94ドル (14,329.6円)	35,960,222千ドル (3,876,152,329千円)	1ドル=107.79円
2019年7月31日	134.64ドル (14,627.3円)	37,780,337千ドル (4,104,455,812千円)	1ドル=108.64円
2019年8月30日	144.11ドル (15,342.0円)	43,146,198千ドル (4,593,344,239千円)	1ドル=106.46円
2019年9月30日	140.00ドル (15,108.8円)	43,959,000千ドル (4,744,055,280千円)	1ドル=107.92円
2019年10月31日	142.37ドル (15,501.2円)	44,461,221千ドル (4,840,937,742千円)	1ドル=108.88円
2019年11月29日	137.53ドル (15,067.8円)	42,030,696千ドル (4,604,883,054千円)	1ドル=109.56円

(注1) 上記表において、日本円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。ただし、2018年12月31日については2018年12月28日時点の換算率、2019年4月30日については2019年4月26日時点の換算率により計算されています。

東京証券取引所の受益権 1口当たり時価

計算期間/各月末	受益権 1口当たり時価	換算率
第13期末 (2017年 9月29日)	122.06ドル (13,760円)	1ドル=112.73円
第14期末 (2018年 9月28日)	112.00ドル (12,720円)	1ドル=113.57円
第15期末 (2019年 9月30日)	140.75ドル (15,190円)	1ドル=107.92円
2018年11月30日	115.63ドル (13,120円)	1ドル=113.47円
2018年12月28日	120.54ドル (13,380円)	1ドル=111.00円
2019年 1月31日	124.54ドル (13,570円)	1ドル=108.96円
2019年 2月28日	124.74ドル (13,830円)	1ドル=110.87円
2019年 3月29日	121.45ドル (13,480円)	1ドル=110.99円
2019年 4月26日	120.79ドル (13,510円)	1ドル=111.85円
2019年 5月31日	121.62ドル (13,300円)	1ドル=109.36円
2019年 6月28日	133.69ドル (14,410円)	1ドル=107.79円
2019年 7月31日	134.94ドル (14,660円)	1ドル=108.64円
2019年 8月30日	144.66ドル (15,400円)	1ドル=106.46円
2019年 9月30日	140.75ドル (15,190円)	1ドル=107.92円
2019年10月31日	140.98ドル (15,350円)	1ドル=108.88円
2019年11月29日	137.37ドル (15,050円)	1ドル=109.56円

(注1) 上記表において、ドルへの換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

NYSEアーカ取引所の受益権 1口当たり時価

計算期間/各月末	受益権 1口当たり時価	換算率
第13期末 (2017年 9月29日)	121.58ドル (13,706円)	1ドル=112.73円
第14期末 (2018年 9月28日)	112.76ドル (12,806円)	1ドル=113.57円
第15期末 (2019年 9月30日)	138.87ドル (14,987円)	1ドル=107.92円
2018年11月30日	115.54ドル (13,110円)	1ドル=113.47円
2018年12月31日	121.25ドル (13,459円)	1ドル=111.00円
2019年 1月31日	124.75ドル (13,593円)	1ドル=108.96円
2019年 2月28日	123.99ドル (13,747円)	1ドル=110.87円
2019年 3月29日	122.01ドル (13,542円)	1ドル=110.99円
2019年 4月30日	121.20ドル (13,556円)	1ドル=111.85円
2019年 5月31日	123.33ドル (13,487円)	1ドル=109.36円
2019年 6月28日	133.20ドル (14,358円)	1ドル=107.79円
2019年 7月31日	133.21ドル (14,472円)	1ドル=108.64円
2019年 8月30日	143.75ドル (15,304円)	1ドル=106.46円
2019年 9月30日	138.87ドル (14,987円)	1ドル=107.92円
2019年10月31日	142.43ドル (15,508円)	1ドル=108.88円
2019年11月29日	137.86ドル (15,104円)	1ドル=109.56円

(注1) 上記表において、円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。ただし、2018年12月31日については2018年12月28日時点の換算率、2019年4月30日については2019年4月26日時点の換算率により計算されています。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期別	収益率(%)
第13期(2016年10月1日～2017年9月30日)	-3.48%
第14期(2017年10月1日～2018年9月30日)	8.51%
第15期(2018年10月1日～2019年9月30日)	19.75%

(4)【販売及び買戻しの実績】

	設定(千口)	解約(千口)	発行済口数(千口)
2017年9月30日に終了した事業年度	92,500	119,400	292,500
2018年9月30日に終了した事業年度	47,200	87,600	252,100
2019年9月30日に終了した事業年度	144,900	83,000	314,000

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

日本における本信託設定の申込み

日本において、バスケットの設定の募集および解約の取扱いは一切行っておりません。下記は米国におけるバスケットの設定および解約について参考までに記載するものです。

米国における設定および解約

認定参加者のみが、バスケットの設定を請求することができます。認定参加者となるためには、本信託を代表する受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結しなければなりません。最新の認定参加者のリストは、受託者およびスポンサーから入手できます。

設定手続

営業日に、認定参加者は、1または複数のバスケットの設定請求を受託者に行うことができます。

購入請求は、午後4時またはNYSEアーカ取引所の通常取引終了時のいずれか早いときまでに行わなければなりません。受託者が有効な購入請求を受領した日を購入請求日とします。

購入請求により、認定参加者は、以下に従い、金または金および現金を本信託に預託することに同意します。購入請求に関するバスケットの引渡しに先立ち、認定参加者は、かかる購入請求について支払うべき返金不能な取引手数料を受託者に電信送金しなければなりません。

必要とされる預託数量の決定

各バスケットの設定に必要な預託数量(以下「バスケット設定預託数量」といいます。)は、金の量および現金(もしあれば)の額であって、購入請求が適切に受領された日における本信託の資産総額(発生済として見積もられている手数料、費用およびその他の債務を控除した額)に対する比率が、購入請求により設定される本受益権数の、かかる請求の受領日における発行済本受益権の総数に対する比率と同じになる数量とします。

必要とされる預託数量の引渡し

購入請求を行う認定参加者は、購入請求日からロンドンの2営業日中に、必要とされる金の預託数量を認定参加者非特定金口座に入金する責任を負います。本カストディアンは、認定参加者および受託者の適切な指図を受けた後、購入請求日から2営業日後に、認定参加者非特定金口座からかかる量を引き落とし、信託非特定口座にかかる量を計上し、信託特定口座に金を引き渡すことにより金の預託数量を振り替えます。かかる金が本信託により受領されるまでの金の受け渡し、所有および保管の費用およびリスクは、認定参加者が単独で負担します。金が前記以外の方法により引き渡される場合、スポンサーは、かかる方法を定め、スポンサーが望ましいと判断するカストディアンを指名し、スポンサーが望ましいと判断するカストディ口座を設定する権限を付与されます。

本カストディアンは、受託者による指図に基づき、自らが保有する未特定の金地金の中から特定の金地金を信託特定口座に対して配分するか、またはサブカストディアンに対しかかるサブカストディアンによりまたはこれに代って保有されている未特定の金地金の中から特定の金地金を信託特定口座に対して配分するよう指図することにより、購入請求日から2営業日後に、信託非特定口座から信託特定口座へ金の預託額を振り替えます。

本カストディアンは、金の配分手続においてサブカストディアンを利用するよう要求されない限り、午後2時(ロンドン時間)までに金の預託数量を信託非特定口座から信託特定口座に振り替えます。サブカストディアンを利用する場合、本カストディアンは、午後2時(ロンドン時間)までに振り替えを完了させるために最善を尽くすものとします。本信託が本カストディアンから、金の預託数量が信託非特定口座から信託特定口座に振り替えられたことについて確認を得た上で、本信託はDTCに対し、認定参加者から請求されたバスケット数を、認定参加者のDTC口座に計上するように指図します。振り替えの間中、全ての本受益権保有者は、本カストディアンが配分手続を完了するまで、金の預託数量の範囲で金が特定されないリスクを負います。

設定にかかる手数料

上記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1)申込手数料」をご参照ください。

2【買戻し手続等】

日本における買戻し手続等

日本国内において、本信託の設定の募集および解約の取扱いは一切行っておりません。下記は米国における設定および解約について参考までに記載するものです。

米国における買戻し手続等

認定参加者のみが、バスケットの解約を請求することができます。認定参加者となるためには、本信託を代表する受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結しなければなりません。

解約手続

認定参加者が1または複数のバスケットの解約を行う手続は、バスケットの設定手続と同様です。営業日に、認定参加者は、受託者に1ないし複数のバスケットの解約請求を行うことができます。解約請求は、午後4時またはNYSEアーカ取引所の通常取引終了時のいずれか早いときまでに受領されなければなりません。受領された解約請求は、受託者が満足する様式で受領された日に効力を生じます。

解約分配の決定

本信託による解約分配は、解約を行う認定参加者の認定参加者非特定金口座に対する、解約しようとする本受益権により証される本信託が保有する金の数量の計上額に、現金解約額を加減した額から構成されます。現金解約額は、本信託の金以外の全資産(発済済として見積もられている手数料および費用を除きます。)を発行済のバスケット数で除し、認定参加者の解約請求に含まれるバスケット数を乗じた額に相当する額です。スポンサーは、本信託の通常の業務過程において、解約時に認定参加者に現金交付が行われることは想定していません。解約分配の金のオンス数のうち0.001オンス未満の端数は切り捨てられます。解約分配は、適用される租税またはその他の政府課徴金の対象となる可能性があります。

解約分配の交付

本信託から支払われる解約分配は、解約請求日から2営業日後のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に解約されるバスケットが計上されている場合、かかる営業日に認定参加者に交付されます。かかる時までに受託者のDTC口座に解約されるバスケットの全てが計上されていない場合、解約分配は、受領されたバスケットの整数単位の範囲で交付されます。残りの解約分配は、受託者が解約分配日の延期に対する手数料(受託者によって随時決定されます。)を受領し、解約される残りのバスケットが翌営業日のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に計上される場合、受領された残りのバスケットの整数単位の範囲で翌営業日に交付されます。それ以上の、発注済の解約請求は撤回されることがあります。受託者はまた、解約されるバスケットが解約請求日から2営業日後のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に計上されない場合であっても、スポンサーおよび受託者が随時合意する条件によりDTCの振替システムを通じてバスケットを交付する義務を認定参加者が担保している場合に、解約分配を行う権限を与えられています。

本カストディアンは、解約する金の数量を、信託特定口座から信託非特定口座へ、次いで解約を行う認定参加者の認定参加者非特定金口座へ振り替えます。認定参加者および本信託はそれぞれ、本カストディアンが倒産した場合には、それぞれの非特定金口座に計上された金についてリスクを負います。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」をご参照ください。

解約請求の停止または拒絶

受託者は、(1)週末または休日以外にNYSEアーカ取引所が閉鎖されているか、NYSEアーカ取引所における取引が停止または制限されている場合に、その期間、(2)緊急事態が存在している結果として金の引渡し、処分または評価が合理的に行えない期間、または(3)スポンサーが本受益権保有者の保護に必要と決定するその他の期間、その単独の裁量により解約権を停止しまたは解約決済日を延期することができ、スポンサーにより指示された場合には停止または延期を行います。

受託者は、(1)解約請求が参加者契約に定める適切な様式によらない場合、(2)請求の実施が弁護士の見解において違法である場合、(3)請求が本信託または本受益権保有者にとって不利な課税結果となる場合、(4)受託者、スポンサーまたは本カストディアンの支配を超えた事由により、事実上、解約が処理できなくなる場合、かかる請求を拒絶します。

解約にかかる手数料

上記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1)申込手数料」をご参照ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

金の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託が保有するかまたは受け取るべき金の価値を、評価が行われる日のLBMA午後金価格を基準にして、またはかかる日においてLBMA午後金価格が成立しないかもしくは評価時刻まで発表されなかった場合には評価時刻より前の直近のLBMA金価格を基準にして決定します。ただし、受託者が、スポンサーとの協議の上、当該価格が評価の基準として適当ではないと判断する場合にはこの限りではありません。受託者およびスポンサーがLBMA午後金価格または直近のLBMA金価格が評価の適切な基準ではないと判断した場合、受託者が採用すべき代替となる評価基準を指定するものとします。受託者およびスポンサーのいずれも、LBMA午後金価格または直近のLBMA金価格が本信託が保有するかまたは受け取るべき金の評価の基準として適当ではないと決定したこと、または代替となる評価基準の決定について、これらの決定が誠実になされる限り、いかなる人に対しても責任を負いません。購入請求により交付される金は、その購入請求日の翌営業日から評価に含まれます。解約請求により交付される金は、その解約請求日の翌営業日以降の評価から除かれます。

本受益権の保有者は、www.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comにおいてオンラインで上記の情報を取得することができます。

信託の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託の発生済未払いの手数料、費用およびその他の債務の全てを、受託者が信託約款に従って決定した金の価値および本信託の他の全ての資産(準備口座に貸記されている金額を除きます。)の合計から差し引きます。この結果として得られる値が、本信託の「純資産価額」となります。受託者はまた、本信託の純資産価額を、評価が行われる日の評価時刻において発行済の本受益権の数で除すものとし、この結果として得られる値が「本受益権1口当たり純資産価額」となります。信託の評価の目的のため、購入請求に基づき交付する受益権は購入請求日の翌第一営業日の開始時において発行済と考えられ、解約請求に基づき交付される受益権は解約請求日の翌第一営業日以降、発行済ではないと考えられるものとします。0.01ドルに満たない端数はかかる評価においては無視されます。

純資産価額および本受益権1口当たり純資産価額は、米国で一般に認められた会計原則に従って計算します。発生済であるが未払いの手数料、費用および債務についての受託者の見積もりは、本信託に関係する全ての人にとって最終的なものであり、実際に支払われた額と見積額との相違を理由として、本約款に従って行われる計算におけるいかなる訂正または修正も求められません。

本受益権の保有者は、www.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comにおいてオンラインで上記の情報を取得することができます。

(2)【保管】

スポンサーおよび受託者は、預託機関(以下に定義します。)契約(「預託機関契約」とは、スポンサーおよび受託者による預託機関宛の2004年11月11日付の陳述書を意味します。)を締結し、同契約に基づき、預託機関(「預託機関」とは、DTCまたはスポンサーおよび受託者が信託約款の定めに従い選択する本受益権のその他の預託機関を意味します。)は本受益権の証券預託機関を務めます。本受益権は、(預託機関の要求により1または複数の証書で構成される)大券により表章され、預託機関の指示に従って、預託機関のノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録され、預託機関にまたはその代理人に預託されます。本受益権を証する証書はこの他には発行されません。大券は、本信託約款別紙Dの様式によるものとし、大券に明記された本受益権を表章するものとし、その時々において裏書きされた発行済の本受益権の合計額を表章する旨、および大券により表章される発行済の本受益権の合計額がその時々においてバスケットの預託または解約を反映して増減することがあるものとする旨が記載されます。大券により表章される発行済の本受益権の金額、または金額の増減を反映する大券の裏書きは、預託契約に定める方法により、預託契約の定めに従い受託者によりなされた指図に基づいて行われるものとし、

(3)【信託期間】

終了事由

スポンサーは、本信託の設定から1年が経過した後はいつでも、本信託のNAVが350百万ドル(インフレ調整後)を下回った場合には、受託者に対して本信託の終了および清算を指示することができ、その場合スポンサーはこれを行うことが予定されています。スポンサーはまた、CFTCによって本信託がCEAにおけるコモディティ・プールに該当すると判断される場合にも、受託者に対して本信託の終了を指示することができます。受託者はまた、発行済本受益権の66 2/3%以上を有する本受益権保有者の同意により本信託を終了することができます。

受託者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、本信託を終了し、清算します。

DTC(本受益権の証券預託機関)に信託約款に基づく職務を遂行する意思または能力がなく、適切な後任者がいない場合

本受益権が、NYSEアーカ取引所から上場廃止され、本受益権の上場廃止の日から5営業日以内に、米国の別の証券取引所またはNASDAQ株式市場を通じた取引のために上場されない場合

本信託のNAVが、50営業日連続して50百万ドルを下回っている場合

スポンサーが辞任するか、職務を遂行できないか、または破産もしくは支払不能となり、受託者が後任者を任命しておらず、自らがスポンサーを務めることに同意していない場合

受託者が辞任しまたは解任され、60日以内に後任の受託者が任命されていない場合

本カストディアンが辞任し、60日以内に後任のカストディアンが任命されていない場合

本信託の全ての資産が売却された場合

本信託が、米国連邦所得税法上、譲与者信託として扱われる資格要件を満たしていないか、またそのように扱われなくなる場合

本信託がニューヨーク州法上存在を認められる最長期間が終了する場合

本信託の終了の際、受託者は、本信託の終了後合理的期間内に、本信託の金の延べ棒を売却し、本信託の債務の弁済または引当金の設定後、本受益権保有者に手取金を分配します。

(4)【計算期間】

本信託の事業年度は、毎年9月30日に終了します。

(5)【その他】

信託の終了

上記「(3)信託期間」をご参照ください。

信託約款の変更

- (イ) 信託約款は、受託者およびスポンサーによって、本受益的所有者の同意なく、(1)瑕疵または矛盾がある可能性のある信託約款の規定についてあいまいさの解消または修正もしくは補正を行うため、また信託約款によって発生した問題または疑義に関連して、スポンサーが誠実に判断するところにより本受益的所有者の利益に対して重大な悪影響を与えないような規定を定めるため、かつ(2)信託約款の規定をSECによる要求に従って変更するために、随時修正することができます。信託約款は、スポンサーおよび受託者によって、発行済の本受益権の51%以上を有する本受益的所有者の指示に従って行動するDTC参加者の同意により、信託約款の規定の追加、規定の変更もしくは削除、または本受益的所有者の権利の変更を行うために、随時修正することもできます。ただし、(x)信託約款の条項および条件に従う場合を除いて、信託約款の条項および条件に従って取得される金および現金以外の資産の取得を許可する場合、(y)本信託における本受益的所有者の権利を縮小する場合、または(z)当該修正に同意する必要がある発行済の本受益権の比率を削減する場合には、全発行済本受益権の本受益的所有者の指示に基づいて行動するDTC参加者の同意なしに、信託約款の修正を行うことはできません。受託者およびスポンサーは、参加者契約の管理規定をその条項に従って随時変更することができ、当該変更は信託約款の修正を構成しないものとします。
- (ロ) 当該修正が実行された後速やかに、受託者は、預託機関から本受益権を保有する全てのDTC参加者のリストを受領します。受託者は、当該各DTC参加者に対して、そのDTC参加者が何名の本受益的所有者のために本受益権を保有しているかを問い合わせ、そのDTC参加者に対し、当該本受益的所有者に各DTC参加者から送付するために、当該修正の内容に関する書面通知を十分な部数提供するものとします。
- (ハ) 特定の形式による任意の修正の提案または終了手続きの提案を承認するにあたって、信託約款第10.01条または第9.01条に基づく本受益的所有者の同意は必要ありません。ただし、かかる同意によって当該提案に定められた内容を承認する場合には、十分であるものとします。本受益的所有者から当該同意を取り付ける方法および実施の認可を証する方法は、受託者が指示する合理的な規制に従うものとします。

関係法人との契約の更改

(イ) マーケティング契約

マーケティング・エージェント契約は、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの双方によって締結された証書によってのみ、随時変更、修正、補足することができます。マーケティング・エージェント契約の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

(ロ) カストディ契約

カストディ契約は、受託者および本カストディアンの方によって署名された書面による合意によって、随時変更することができます。カストディ契約の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

(ハ) 認定参加者契約

認定参加者契約は、予定されている変更後の契約の写しが各認定参加者へ郵送されている場合はいずれの認定参加者の同意も得ることなく、受託者およびスポンサー間の契約によって、随時変更、修正、補足することができます。予定されている変更が受領されたとみなされた日後10暦日以内に(変更は米国郵便システムへの投函の3日後に受領されたとみなされます。)、予定されている変更は契約の一部となります。

認定参加者契約の様式の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者集会に関する権利

該当事項はありません。

受益権に係る受益債権の内容

一 般

本受益権は、本信託の割合的な未分割の受益権のユニットおよび本信託の所有権を表章し、無額面です。

限定的権利に関する記述

本受益権は、従来型の投資に相当しないため、本受益権保有者は、本受益権を経営陣および取締役会により事業を行う会社の「株式」と同様のものと考えべきではありません。本受益権保有者として、会社の株式の所有に通常関連する法令上の権利(例えば、少数株主抑圧を理由とする「訴訟」または「株主代表訴訟」を提起する権利を含みます。)を有していません。本受益権は全て、同じ権利を有する同じ種類のもので、各本受益権は、譲渡可能であり、全額払込済で、追加払込義務を伴わず、その所持人は、本受益権保有者が信託約款により議決権を行使することのできる限定的な事項に限り、議決権を行使することができます。本受益権により、その所持人は、転換権、先買権を有さず、また以下に定める場合を除き償還権または配当を受ける権利を有しません。

分 配

信託約款は、本受益権保有者に対する分配について、2つの場合のみを規定しています。第1に、受託者およびスポンサーは、本信託の現金勘定残高が本信託の今後12か月間の費用の見積額を上回り、その超過額が残存する本受益権1口当たり0.01ドルを上回ると判断する場合、超過額を本受益権保有者に分配するよう指図します。第2に、本信託が終了および清算される場合、受託者は、本信託の残存債務全てを弁済し、適用ある租税その他の政府賦課金および偶発債務または将来債務のための受託者が決定する引当金を設定した後、残存する額があればこれを本受益権保有者に分配します。分配のために受託者が定めた基準日に登録されている本受益権保有者は、分配につき比例按分部分を受領することができます。

その他の受益権の内容

振替決済様式

本受益権について個別の証書は発行されません。その代わりに、大券が、受託者によりDTCに預託され、DTCのノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録されます。大券は、任意の時点に残存する全ての本受益権を証します。信託約款により、本受益権保有者は、(1)銀行、ブローカー、ディーラーおよび信託会社といったDTC参加者、(2)直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者(以下「間接参加者」といいます。)、(3)DTC参加者または間接参加者を通じて本受益権に対する持分を有する銀行、ブローカー、ディーラー、信託会社等に限定されます。本受益権は、DTCの振替決済制度によってのみ譲渡することができます。DTC参加者ではない本受益権保有者は、本受益権を保有するDTC参加者(または間接参加者もしくはこれを通じて本受益権を保有するその他の主体)に本受益権の譲渡を指図することにより、DTCを通じて本受益権を譲渡することができます。譲渡は、証券業界の標準的慣行に従って行われます。

権利行使の手続

議決権行使および承認

信託約款に基づき、本受益権保有者は、限られた場合を除き、議決権を有しません。発行済本受益権の66 2/3%以上を保有する本受益権保有者は、受託者の解任につき議決権を行使することができます。受託者は、発行済本受益権の66 2/3%以上を有する本受益権保有者の同意を得て、本信託を終了することができます。さらに、信託約款の一定の変更には、本受益権保有者の51%または全員一致の同意を要します。

(2)【為替管理上の取扱い】

本信託は、現在に至るまで本信託の受益権に関する支払いは行っておらず、実施する意図もありません。何らかの支払いを行う際には、ドルで支払うこととなりますが、米国としては、本信託がそのような支払いを日本に対して行うことを制限するものではありません。

(3)【本邦における代理人】

継続開示に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 伊東 啓

東京都千代田区大手町 1 - 1 - 2 大手門タワー

西村あさひ法律事務所

(4)【裁判管轄等】

ニューヨーク州の裁判所およびニューヨーク州のマンハッタン行政区にある連邦裁判所が本信託に関して裁判管轄権を有します。ニューヨーク州の全ての解釈法または解釈規則に従って判決が執行されます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンド(以下「本信託」といいます。)に係る2019年および2018年9月30日に終了した事業年度の日本語の財務書類は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。本信託の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第131条第5項ただし書の規定が適用されています。

本信託の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等といいます。)であるKPMG LLP(米国の監査法人)により、米国で一般に認められる監査基準に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

本信託の原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2019年12月6日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=108.81円を用いて行われ、千円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2019年および2018年9月30日現在

(受益権1口当たりのデータ以外、千ドル(千円))	2019年9月30日		2018年9月30日	
	千ドル	千円	千ドル	千円
資 産				
金投資(公正価値) (2019年9月30日の取得原価: \$39,069,054、 2018年9月30日の取得原価: \$30,017,229)	44,169,240	4,806,055,004	28,331,953	3,082,799,806
資産合計	44,169,240	4,806,055,004	28,331,953	3,082,799,806
負 債				
金の未払金	195,999	21,326,651	-	
スポンサーに対する未払金	14,241	1,549,563	9,434	1,026,514
負債合計	210,240	22,876,214	9,434	1,026,514
純資産	43,959,000	4,783,178,790	28,322,519	3,081,773,292
発行済および流通受益権数(1)	314,000,000	34,166,340,000	252,100,000	27,431,001,000
受益権1口当たり純資産額	140.00	15,233	112.35	12,225

(1) 授権受益権資本は無制限で、受益権各口の額面価値は0.00ドル。

財務書類の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

投資明細表

2019年9月30日

	金の保有量	取得原価		公正価値		純資産に 対する割合
		千オンス	千ドル	千円	千ドル	
金投資	29,737.6	39,069,054	4,251,103,766	44,169,240	4,806,055,004	100.48
投資総額		39,069,054	4,251,103,766	44,169,240	4,806,055,004	100.48
その他資産を超過 する負債の額				(210,240)	(22,876,214)	(0.48)
純資産				43,959,000	4,783,178,790	100.00

2018年9月30日

	金の保有量	取得原価		公正価値		純資産に 対する割合
		千オンス	千ドル	千円	千ドル	
金投資	23,863.5	30,017,229	3,266,174,687	28,331,953	3,082,799,806	100.03
投資総額		30,017,229	3,266,174,687	28,331,953	3,082,799,806	100.03
その他資産を超過 する負債の額				(9,434)	(1,026,514)	(0.03)
純資産				28,322,519	3,081,773,292	100.00

財務書類の注記を参照。

(2)【損益計算書】

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2019年、2018年および2017年9月30日に終了した年度

(受益権1口 当たりのデータ 以外、千ドル (千円))	2019年9月30日 に終了した年度		2018年9月30日 に終了した年度		2017年9月30日 に終了した年度	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
費用						
スポンサー報酬	135,175	14,708,392	136,300	14,830,803	136,084	14,807,300
費用合計	135,175	14,708,392	136,300	14,830,803	136,084	14,807,300
純投資損失	(135,175)	(14,708,392)	(136,300)	(14,830,803)	(136,084)	(14,807,300)
金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額						
費用支払のために 売却した金投資の 純実現利益(損失)	6,023	655,363	2,987	325,015	252	27,420
受益権の償還によ り分配した金の純 実現利益(損失)	593,851	64,616,927	147,334	16,031,413	(222,162)	(24,173,447)
金投資における未 実現の価値増加 (減少)の純変動額	6,785,462	738,326,120	(2,633,556)	(286,557,228)	(1,535,978)	(167,129,766)
金投資における未 実現利益(損失)の 純実現額および変 動額	7,385,336	803,598,410	(2,483,235)	(270,200,800)	(1,757,888)	(191,275,793)
純利益(損失)	7,250,161	788,890,018	(2,619,535)	(285,031,603)	(1,893,972)	(206,083,093)
受益権1口当たり 純利益(損失)	27.00	2,938	(9.35)	(1,017)	(6.59)	(717)
加重平均受益権数 (千口)	268,483	29,213,635	280,153	30,483,448	287,348	31,266,336

財務書類の注記を参照。

キャッシュ・フロー計算書

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2019年、2018年および2017年9月30日に終了した年度

	2019年9月30日 に終了した年度		2018年9月30日 に終了した年度		2017年9月30日 に終了した年度	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
営業キャッシュ・フローの増加/減少：						
金売却により受領した収入	130,368	14,185,342	138,586	15,079,543	137,548	14,966,598
費用支払額	(130,368)	(14,185,342)	(138,586)	(15,079,543)	(137,548)	(14,966,598)
営業活動により生じた現金の増加(減少)	-	-	-	-	-	-
現金および現金同等物の期首残高	-	-	-	-	-	-
現金および現金同等物の期末残高	-	-	-	-	-	-
非現金財務活動の補足的な開示：						
受益権の設定により受領した金の価値 - 金の未収入金控除後	18,906,803	2,057,249,234	5,853,569	636,926,843	11,161,181	1,214,448,105
受益権の償還により分配した金の価値 - 金の未払金控除後	10,324,484	1,123,407,104	10,569,020	1,150,015,066	13,953,611	1,518,292,413
純利益(損失)の営業活動により生じた純キャッシュへの調整：						
純利益(損失)	7,250,161	788,890,018	(2,619,535)	(285,031,603)	(1,893,972)	(206,083,093)
純利益(損失)を営業活動により生じた純キャッシュへの修正						
費用支払のために売却した金による収入	130,368	14,185,342	138,586	15,079,543	137,548	14,966,598
費用支払のために売却した金投資の純実現(利益)損失	(6,023)	(655,363)	(2,987)	(325,015)	(252)	(27,420)
受益権の償還により分配した金の純実現(利益)損失	(593,851)	(64,616,627)	(147,334)	(16,031,413)	222,162	24,173,447
金投資における未実現の価値増加(減少)の純変動額	(6,785,462)	(738,326,120)	2,633,556	286,557,228	1,535,978	167,129,766
スポンサーに対する未払金の増加(減少)	4,807	523,050	(2,286)	(248,740)	(1,464)	(159,298)
営業活動により生じた純キャッシュ	-	-	-	-	-	-

財務書類の注記を参照。

純資産変動計算書

SPDR[®] ゴールド・トラスト

2019年、2018年および2017年9月30日に終了した年度

	2019年9月30日に 終了した事業年度		2018年9月30日に 終了した事業年度		2017年9月30日に 終了した事業年度	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
純資産 - 期首残高	28,322,519	3,081,773,292	35,657,505	3,879,893,119	40,293,447	4,384,329,968
設 定	18,906,803	2,057,249,234	5,853,569	636,926,843	11,161,181	1,214,448,105
償 還	(10,520,483)	(1,144,733,755)	(10,569,020)	(1,150,015,066)	(13,903,151)	(1,512,801,860)
純投資損失	(135,175)	(14,708,392)	(136,300)	(14,830,803)	(136,084)	(14,807,300)
費用支払のために 売却した金投資の 純実現利益(損失)	6,023	655,363	2,987	325,015	252	27,420
受益権の償還によ り分配した金の純 実現利益(損失)	593,851	64,616,927	147,334	16,031,413	(222,162)	(24,173,447)
金投資における未 実現の価値増加 (減少)の純変動額	6,785,462	738,326,120	(2,633,556)	(286,557,228)	(1,535,978)	(167,129,766)
純資産 - 期末残高	43,959,000	4,783,178,790	28,322,519	3,081,773,292	35,657,505	3,879,893,119

財務書類の注記を参照。

[次へ](#)

SPDR[®] ゴールド・トラスト

財務書類の注記

1. 組織

SPDR[®] ゴールド・トラスト(以下「本信託」といいます。)は2004年11月12日にニューヨーク州法の下で信託約款(以下「信託約款」といいます。)にしたがって創設された投資信託です。本信託の事業年度終了日は9月30日です。本信託は金を保有すること、受益権(以下「本受益権」といいます。)(最低単位を100,000口とし、「バスケット」ともいいます。)を金預託と交換に随時発行し、バスケットの償還と関連して金を分配することが期待されています。本信託の投資目的は、本受益権が金地金の価格(本信託費用控除後)のパフォーマンスを反映することです。ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)が本信託のスポンサーです(以下「スポンサー」といいます。)。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(「BNYM」ともいいます。)の一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)は本信託の受託者の一人であり、「受託者」といいます。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC、「SSGA」ともいいます。)は本信託のマーケティング・エージェントであり、「マーケティング・エージェント」といいます。エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc、「HSBC」ともいいます。)は本信託のカストディアンであり、「カストディアン」といいます。

本受益権は、「GLD」という符号でNYSEアーカ取引所で取引され、投資家に金地金価格への市場エクスポージャーを入手するために有効な方法を提供します。本受益権はまた、香港証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、シンガポール証券取引所および東京証券取引所に上場しています。

受託者は、本信託により保有される金を活発に運用はしません。これは、受託者は、金が高値の際に売却しないこと、または、将来価格が上昇するという見通しに基づいて金を安値で取得しないことを意味します。これはまた、受託者が、価格低下による損失リスクを減少させるために専門的な金投資家によって利用されるヘッジ技術を利用しないことを意味します。本信託による継続的な損失は、本受益権の価値に悪影響を及ぼすこととなります。

2. 重要な会計方針

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計基準」といいます。)に準拠する財務書類の作成は、財務書類の作成責任者に対して、報告数値や情報開示に影響を及ぼす見積もりや仮定を行うことを求めています。実績はこうした見積額と異なる可能性があります。以下は本信託が準拠する重要な会計方針の要約です。

2.1 会計の基礎

本信託は投資会社であるため、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)の専門的な会計の報告規則である会計基準集トピック946「金融サービス - 投資会社」が適用されます。

2.2 公正価値の測定

FASB会計基準集トピック820の「公正価値測定および開示」は、公正価値の唯一の定義、公正価値測定の階層および公正価値の調整についての拡大された開示を定めています。

本信託は、いかなるデリバティブ商品も保有しておらず、本信託の資産は、特定金口座の金地金ならびに適宜(i)金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表します。)および(ii)費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。

米国会計基準において、公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格として定義されています。本信託は、投資を公正価値で評価する方針としています。

本信託の資産および負債の公正価値の決定について、様々なインプットが利用されています。インプットは独立した市場データ(以下「観測可能なインプット」といいます。)に基づく場合もあれば、内部的に設定されるもの(以下「観測不能なインプット」といいます。)もあります。これらインプットは、財務報告目的のための3つの広範なレベルからなる開示上の階層に分類されます。資産または負債について決定される価値の公正価値階層のレベルは、公正価値測定全体にとって重要であるインプットのうち最も低いレベルに基づきます。公正価値階層は以下の3つのレベルに分類されます。

- ・ レベル1 - 同一資産または負債の活発な市場における調整前市場価格。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的もしくは間接的に観測可能であるもの。これに含まれるのは、活発な市場における類似資産または負債の市場価格、活発でないと思なされる市場における同一あるいは類似資産または負債の市場価格、資産または負債について観測可能である市場価格以外のインプットおよび主に相関性による市場データもしくはその他の方法から得られたインプットまたはそれにより裏付けられたインプット。
- ・ レベル3 - 投資の公正価値の決定に利用される本信託の仮定を含めた、資産または負債について観測不能なインプット。

本信託の投資の公正価値要約表は以下のとおりです。

2019年9月30日現在

(千ドル)	レベル1	レベル2	レベル3
金投資	44,169,240	-	-
合計	44,169,240	-	-

2018年9月30日現在

(千ドル)	レベル1	レベル2	レベル3
金投資	28,331,953	-	-
合計	28,331,953	-	-

2019年9月30日および2018年9月30日に終了した事業年度において、レベル1およびその他のレベル間の移行はありませんでした。

受託者は、独自に管理されたオークション・プロセスならびにロンドン地金市場協会(London Bullion Market Association、以下「LBMA」といいます。)の包括的な管理および運営を提供するベンチマーク・アドミニストレーターであるICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration Limited、以下「IBA」といいます。)によって定義された金1オンスの価格に基づき、本信託が保有する金を評価しています。本信託の純資産価額(以下「NAV」といいます。)を決定する際、受託者は、電子的なオークションおよび不均衡が計算された上で繰り返し(30秒ごと)調整される価格であるIBA午後3時のオークション過程で決定された金1オンスの価格(LBMA午後金価格)に基づき、本信託が保有する金を評価します。かかるオークションは、1日2回、ロンドン時間の午前10時30分と午後3時に行われます。受託者は、当該日のLBMA午後金価格またはニューヨーク時間午後12時の早い方の時点で、それぞれの日のNYSEアーカ取引所での本信託のNAVが通常取引のために入手可能であることを決定します。特定の評価日にLBMA金価格が決定されない場合または特定の評価日のニューヨーク時間午後12時までにLBMA金価格が公表されない場合、次の直近のLBMA金価格(LBMA Gold Price)(午前または午後)が、本信託のNAVの決定に用いられます。ただし、スポンサーとの協議の上、受託者が、当該価格がかかる決定の基礎として不適切であると判断した場合を除きます。

2.3 金の保管

金は、本信託に代わってエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)により保有されています。2019年9月30日および2018年9月30日に終了した事業年度中、金はサブカस्टディアンによって保有されていませんでした。

2.4 金の未収入金

金の未収入金は、本受益権設定のため契約上拘束された注文によってカバーされる金の量を表し、金が本信託口座に移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から2営業日以内に移転します。

(千ドル)	2019年9月30日	2018年9月30日
金の未収入金	-	-

2.5 金の未払金

金の未払金は、本受益権償還のため契約上拘束された注文によってカバーされている金の量を表し、金が本信託口座から移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から2営業日以内に移転します。

(千ドル)	2019年9月30日	2018年9月30日
金の未払金	195,999	-

2.6 本受益権の設定および償還

本信託は本受益権を、随時、ただし1以上のバスケット単位(1バスケットは、100,000口の本受益権に相当します。)でのみ設定、償還します。本信託は、一定の認定された参加者(以下「認定参加者」といいます。)に対して、継続的に本受益権をバスケット単位で発行します。バスケットの設定および償還は、設定または償還されるバスケットによって表された金および現金(もしあれば)の額の本信託への引渡または本信託による分配との交換でのみ行われます。その額は、バスケットの設定または償還の注文を適切に受けた日に決定された設定または償還されるバスケットに含まれる本受益権数の純資産価額の合計額に基づきます。

本信託の本受益権は認定参加者の選択によりバスケット単位で償還できるため、本信託は財務報告目的で、本受益権を純資産に区分しました。2019年、2018年および2017年9月30日に終了した年度の設定および償還受益権数の増減は以下のとおりです。

(千口)	2019年9月30日に 終了した年度	2018年9月30日に 終了した年度	2017年9月30日に 終了した年度
設定および償還受益権数の変動:			
設 定	144,900	47,200	92,500
償 還	(83,000)	(87,600)	(119,400)
設定および償還受益権数の変動	61,900	(40,400)	(26,900)

(千ドル)	2019年9月30日に 終了した年度	2018年9月30日に 終了した年度	2017年9月30日に 終了した年度
設定および償還受益権価値の変動:			
設 定	18,906,803	5,853,569	11,161,181
償 還	(10,520,483)	(10,569,020)	(13,903,151)
設定および償還受益権価値の変動	8,386,320	(4,715,451)	(2,741,970)

2.7 利益および費用(単位：千ドル)

受託者は、スポンサーの指示または自身の裁量によって、本信託の費用の支払いに必要な際には本信託の金を売却します。費用支払のために金を売却する場合、受託者は、金以外の本信託の保有資産を最小限にするため、費用支払に必要な金を最小量で売却するように努めます。スポンサーの別段の指示がない限り、受託者は、売却注文後の次のLBMA午後金価格(LBMA Gold Price PM)で金をカスタディアンに売却します。損益は売却価格と売却した金の平均原価の差額に基づき認識され、かかる差額は損益計算書において費用支払いのために売却された金投資の正味実現利益(損失)として報告されます。

2019年9月30日に終了する年度の本信託の金投資における未実現の価値増加(減少)の純実現額および変動額の純利益7,385,336千ドルは、費用支払のための金の売却からの実現利益6,023千ドル、受益権償還のため分配した金からの実現利益593,851千ドルおよび金投資における未実現評価益における変動額6,785,462千ドルで構成されています。

2018年9月30日に終了する年度の本信託の金投資における未実現の価値増加(減少)の純実現額および変動額の純損失2,483,235千ドルは、費用支払のための金の売却からの実現利益2,987千ドル、受益権償還のため分配した金からの実現利益147,334千ドルおよび金投資における未実現評価損における変動額2,633,556千ドルで構成されています。

2.8 所得税

本信託は米国連邦所得税目的上「譲与者信託」に分類されています。そのため、本信託自身は米国連邦所得税が課されません。その代わりに、本信託の損益は本受益権保有者に貫流し、受託者はそれに基づき本信託の収入、所得、控除、損益を内国歳入庁に報告します。本信託のスポンサーは、財務書類上で認識を必要とする不確実な税務ポジションの有無を検討し、2019年または2018年9月30日現在で、不確実な税務ポジションに係る引当金は必要ないと判断しました。

スポンサーは、当該税務ポジションが「50%超」の確率で関連税務当局に認められるかどうかを判断するため、本信託の税務上の取扱いおよび株主向けの報告の過程で採用または採用することが予想される税務ポジションを評価します。基準を満たさないとと思われる税務ポジションは当事業年度において費用として計上されます。本信託はすべての税務申告書修正可能期間を分析することが求められています。税務申告書修正可能期間は、関連税務当局による税務調査が可能な期間のことをいいます。2019年、2018年、2017年および2016年9月30日現在の課税年度は、税務調査が可能となっています。当事業年度において継続中となっている税務調査はありません。

2.9 新会計基準

2018年8月、FASBは会計基準アップデート第2018-13号にて、公正価値測定(トピック820)「情報開示の枠組み-公正価値測定のための開示要件の変更」(以下「ASU 2018-13」といいます。)を公表しました。当該アップデートは公正価値測定のための一定の開示要件の削除、追加および修正に関するガイダンスを提供しています。ASU 2018-13は2019年12月15日以降に開始される会計年度より適用されます。なお、早期適用も認められています。経営者は現時点において、かかる変更が将来の財務書類に重大な影響をもたらすことはないかと予測しています。

[次へ](#)

3. 四半期損益計算書

2019年9月期

(受益権1口当たりのデータ以外、千ドル(千円))	以下に終了した3ヶ月間(未監査)								2019年9月30日に終了した年度	
	2018年12月31日		2019年3月31日		2019年6月30日		2019年9月30日			
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
費用										
スポンサー報酬	30,168	3,282,580	32,745	3,562,983	31,689	3,448,080	40,573	4,414,748	135,175	14,708,392
費用合計	30,168	3,282,580	32,745	3,562,983	31,689	3,448,080	40,573	4,414,748	135,175	14,708,392
純投資損失	(30,168)	(3,282,580)	(32,745)	(3,562,983)	(31,689)	(3,448,080)	(40,573)	(4,414,748)	(135,175)	(14,708,392)
金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額										
費用支払のために売却した金投資の純実現利益(損失)	(823)	(89,551)	1,092	118,821	930	101,193	4,824	524,899	6,023	655,363
受益権の償還により分配した金の純実現利益(損失)	(37,588)	(4,089,950)	120,555	13,117,590	98,484	10,716,044	412,400	44,873,244	593,851	64,616,927
金投資における未実現の価値増加(減少)の純変動額	2,350,861	255,797,185	255,938	27,848,614	2,677,530	291,342,039	1,501,133	163,338,282	6,785,462	738,326,120
金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額	2,312,450	251,617,685	377,585	41,085,024	2,776,944	302,159,277	1,918,357	208,736,425	7,385,336	803,598,410
純利益(損失)	2,282,282	248,335,104	344,840	37,522,040	2,745,255	298,711,197	1,877,784	204,321,677	7,250,161	788,890,018

受益権 1口当 たり純 利益 (損失)	8.87	965	1.28	139	10.68	1,162	6.48	705	27.00	2,938
加重平 均受益 権数 (千口)	257,432	28,011,176	269,552	29,329,953	257,056	27,970,263	289,791	31,532,159	268,483	29,213,635

2018年9月期

(受益権1口当たりのデータ以外、千ドル(千円))	以下に終了した3ヶ月間(未監査)								2018年9月30日に終了した年度	
	2017年12月31日		2018年3月31日		2018年6月30日		2018年9月30日			
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
費用 スポンサー報酬	34,988	3,807,044	35,233	3,833,703	35,604	3,874,071	30,475	3,315,985	136,300	14,830,803
費用合計	34,988	3,807,044	35,233	3,833,703	35,604	3,874,071	30,475	3,315,985	136,300	14,830,803
純投資損失	(34,988)	(3,807,044)	(35,233)	(3,833,703)	(35,604)	(3,874,071)	(30,475)	(3,315,985)	(136,300)	(14,830,803)
金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額										
費用支払のために売却した金投資の純実現利益(損失)	590	64,198	1,918	208,698	1,533	166,806	(1,054)	(114,686)	2,987	325,015
受益権の償還により分配した金の純実現利益(損失)	38,391	4,177,325	148,686	16,178,524	74,938	8,154,004	(114,681)	(12,478,440)	147,334	16,031,413
金投資における未実現の価値増加(減少)の純変動額	315,759	34,357,737	591,410	64,351,322	(2,061,214)	(224,280,695)	(1,479,511)	(160,985,592)	(2,633,556)	(286,557,228)
金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額	354,740	38,599,259	742,014	80,738,543	(1,984,743)	(215,959,886)	(1,595,246)	(173,578,717)	(2,483,235)	(270,200,800)
純利益(損失)	319,752	34,792,215	706,781	76,904,841	(2,020,347)	(219,833,957)	(1,625,721)	(176,894,702)	(2,619,535)	(285,031,603)
受益権1口当たり純利益(損失)	1.12	122	2.49	271	(7.01)	(763)	(6.19)	(674)	(9.35)	(1,017)

加重平均受益権数 (千口)	286,405	31,163,728	283,379	30,834,469	288,154	31,354,037	262,833	28,598,859	280,153	30,483,448
------------------	---------	------------	---------	------------	---------	------------	---------	------------	---------	------------

[前へ](#)[次へ](#)

4. 関連当事者 - スポンサーおよび受託者

本信託の唯一の経常固定費用は、スポンサーが本信託の通常の手数料および費用を負担する責任を負う対価として日次純資産価額の0.40%に相当する年率で生じるスポンサー報酬です。

受託者の関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

5. リスクの集中

本信託の唯一の事業活動は金の投資です。次のような要因を含む、複数の要因が金価格に影響を及ぼします。(i)世界的な需要と供給(これは、装身具における金の使用、技術的および工業的利用、延べ棒、コイン、その他の金製品の形態での投資家による購入、金生産会社による先渡売却、金のヘッジ・ポジション解消のための金生産会社による購入、中央銀行による売買、中国、豪州、米国等の主要金産出国の生産およびコスト水準等の影響を受けます。)、()インフレ率に関する投資家の予想、()為替レート、()金利、()ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、()所得の伸び、国内総生産および金融政策等のその他の経済変数、()世界または地域の政治、経済、金融関連の事象および状況、特に性質上想定外のもの。さらに、金は、世界中の投資家により財産を保全するために利用されていますが、将来的な購買力という点で金が長期的な価値を維持することの保証はありません。金価格が下落した場合、本受益権の投資価値は値下がりに応じて低下するとスポンサーは予想しています。こうした各事象は本信託の財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

6. 補償

スポンサーならびにその株主、メンバー、取締役、役員、従業員、関係会社および子会社は、信託約款に基づく職務の遂行により発生した特定の損失、負債または費用について、本信託により補償を受けています。ただし、信託約款に基づく被補償当事者の義務および職務における重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または未必の故意による無視により生じた責任についてはこの限りではありません。こうした補償には、信託約款の下でのいかなる請求または債務に対する防御において発生するコストおよび費用の本信託による支払いを含みます。信託約款の下では、スポンサーは、信託約款の条項の下でその行為が補償を得ることについて不適格にならない限度で、信託約款に基づくスポンサー活動に関連して行った支払いについて本信託による補償を求めることができます。スポンサーはまた、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの間で締結したマーケティング・エージェント契約(2015年7月17日改定)またはバスケットの設定および償還ならびに設定および償還に必要な金および現金の引渡しについての手続を定めた認定参加者と締結した契約の下で発生するいかなる損失、負債または費用についても、かかる損失、負債または費用が、受託者がスポンサーに提出した書面によるいかなる報告書に含まれる重要事項の不実の記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。スポンサーへの未払金額は本信託の資産に対する先取特権により保全されます。

スポンサーは、特定の当事者が特定の負債について補償を受けること、およびそのような当事者がこれらの負債に関し支払うことを要求される可能性がある支払いに資金を拠出することに合意しました。受託者はかかる当事者に対して、当該負債に関連してスポンサーから支払われるべき補償および拠出金額について、スポンサーが支払うべき時期までに、当該金額を支払わなかった限度で、本信託資産のみから、またその限度で補償することに合意しました。スポンサーは、受託者が前文で述べられた補償義務に関連して支払う金額の範囲まで、本信託のために受託者が、スポンサーに対する被補償当事者の権利を代位し、引き継ぐことに合意しました。

7. 財務ハイライト

本信託の2019年9月30日に終了した年度および2018年9月30日に終了した年度のそれぞれの運用実績および発行済受益権の運用に関して、以下の財務ハイライトを表示します。総利益率(純資産価額)は当該期間中の本受益権の純資産価額の変動に基づいており、総利益率(時価)は当該期間中のNYSEアーカ取引所における本受益権の市場価格の変動に基づいています。それぞれの投資家の収益および比率は取引の時期により異なる可能性があります。

	2019年9月30日に 終了した年度	2018年9月30日に 終了した年度
純資産価額(ドル)		
1口当たり純資産価額(期首)	112.35	121.91
投資純利益/(損失)	(0.50)	(0.49)
未実現利益(損失)のうちの純実現額および変動額	28.15	(9.07)
純利益/(損失)	27.65	(9.56)
受益権1口当たり純資産価額(期末)	140.00	112.35
受益権1口当たり時価(期首)	112.76	121.58
受益権1口当たり時価(期末)	138.87	112.76
平均純資産に対する割合(%)		
投資純損失	(0.40)	(0.40)
費用総額	0.40	0.40
純費用	0.40	0.40
総利益率(純資産価額)	24.61	(7.84)
総利益率(時価)	23.16	(7.25)

[前へ](#)

(3)【投資有価証券明細表等】

上記「(1) 貸借対照表-投資明細表」をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年9月30日現在)

資産総額(千ドル)	44,169,240
負債総額(千ドル)	210,240
純資産総額(-)(千ドル)	43,959,000
発行済数量(千口)	314,000
本受益権1口当たり純資産額(/)(ドル)	140.00

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

本受益権の名義書替え

本受益権の名義書替えはDTCの振替決済システムを通じて行われます。取扱場所はニューヨークのDTCとなります。

日本においては、株式会社証券保管振替機構(以下「振替機関」といいます。)またはそのノミニー名義となっている本受益権保有者に対する外国信託受益証券事務は、振替機関の規則に基づき受益証券事務取扱機関および分配金支払取扱銀行として任命された三井住友信託銀行株式会社がこれを取扱います。

取引所に上場される本受益権は、同一の証券会社の顧客間の決済については、各外国証券取引口座間の振替が行われ、異なる証券会社の顧客間の決済については、決済会社に開設した各証券会社の口座間で振替が行われるので、アメリカ合衆国国内の本カストディアン⁽¹⁾の保管にかかる本受益権の口数は変化しません。本受益権が海外の投資家から購入され、または海外の投資家へ売却される場合には、振替機関が本邦証券会社のために保管している当該証券会社名義の本受益権の口数は増減します。

本受益権保有者に対する特典

該当事項はありません。

本受益権保有者に対する譲渡制限

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額等

資本金の額(ドル)	16,000,000
発行する株式の総数	該当なし
発行済株式総数	該当なし

最近5年間における資本金の額の変化 (ドル)

2014年12月31日	16,000,000
2015年12月31日	16,000,000
2016年12月31日	16,000,000
2017年12月31日	16,000,000
2018年12月31日	16,000,000

(2) 会社の機構

(a) 役員

最高経営責任者 ジョセフ・R・カバトーニ

最高財務責任者 ローラ・S・メルマン

(b) 株主

ワールド・ゴールド・カウンシルは、スポンサーの最終的な親会社であり、その完全子会社であるWGC(US)ホールディングス・インクを通じてスポンサーに対する投資持分を保有しています。

(3) 投資運用の意思決定機構

受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。

スポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者およびかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。スポンサーは、信託約款に規定されている事項に限り、受託者に指示することができます。

2【事業の内容及び営業の概況】

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシルの、(a)宝飾品、投資および工業的応用ならびに価値保存の手段としての金の利用の促進、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発、(c)金に関する情報の収集および普及事業の遂行を目的として組織されました。

本信託におけるスポンサーの役割については、「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3)運用体制」をご参照ください。

スポンサーは、その他のファンドに参加していません。

3【管理会社の経理状況】

スポンサーの2018年および2017年12月31日に終了した事業年度の原文の法定外の財務書類は、当該財務書類中に記載された会計方針に準拠して作成されており、SPDR[®] ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして、特に日本の金融商品取引法の要求を満たすために作成されています。日本文の法定外の財務書類は、原文の法定外の財務書類を翻訳したものです。スポンサーの財務書類の日本における開示については、財務諸表等規則第131条第5項ただし書の規定が適用されています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類はKPMG LLP(英国の監査法人)による関係する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(英国)に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の法定外の財務書類には、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2019年12月6日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=108.81円を用いて行われ、円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

(1)【資産及び負債の状況】

財政状態計算書

2018年12月31日現在

	注記	2018年		2017年	
		ドル	日本円	ドル	日本円
資産					
有形固定資産	5	283,947	30,896,273	326,654	35,543,222
金の保有額		49,106	5,343,224	49,106	5,343,224
固定資産		333,053	36,239,497	375,760	40,886,446
現金および現金同等物		20,748,226	2,257,614,471	12,754,991	1,387,870,571
スポンサー報酬未収入金		10,490,142	1,141,432,351	11,618,366	1,264,194,404
関連グループ企業からの未収入金		45,873,136	4,991,455,928	43,214,731	4,702,194,880
その他の未収入金および前払金		196,127	21,340,579	-	-
流動資産		77,307,631	8,411,843,329	67,588,088	7,354,259,855
総資産		77,640,684	8,448,082,826	67,963,848	7,395,146,301
資本					
株式資本		16,000,000	1,740,960,000	16,000,000	1,740,960,000
資本および剰余金		49,933,932	5,433,311,141	37,939,313	4,128,176,648
資本合計		65,933,932	7,174,271,141	53,939,313	5,869,136,648
負債					
不利なリースの引当金	7	221,809	24,135,037	333,518	36,290,094
固定負債		221,809	24,135,037	333,518	36,290,094
未払金および未払費用	6	7,642,115	831,538,533	8,402,672	914,294,740
不利なリースの引当金	7	249,985	27,200,868	474,160	51,593,350
関連グループ企業への未払金		3,592,843	390,937,247	4,814,185	523,831,470
流動負債		11,484,943	1,249,676,648	13,691,017	1,489,719,560
負債合計		11,706,752	1,273,811,685	14,024,535	1,526,009,653
資本および負債合計		77,640,684	8,448,082,826	67,963,848	7,395,146,301

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

(署名)

ジョセフ・R・カバトーニ

最高経営責任者

(署名)

ローラ・S・メルマン

最高財務責任者

(2)【損益の状況】

包括利益計算書

2018年12月31日に終了した年度

	注記	2018年		2017年	
		ドル	日本円	ドル	日本円
収 益					
スポンサー報酬	3	131,480,716	14,306,416,708	136,870,196	14,892,846,027
GLD費用		(68,742,602)	(7,479,882,524)	(72,873,785)	(7,929,396,546)
総収益		62,738,114	6,826,534,184	63,996,411	6,963,449,481
その他利益		1,256,706	136,742,180	1,287,669	140,111,264
利益合計		63,994,820	6,963,276,364	65,284,080	7,103,560,745
費 用					
市場開拓費	10	(25,395,909)	(2,763,328,858)	(25,031,922)	(2,723,723,433)
一般管理費		(3,270,340)	(355,845,695)	(3,674,773)	(399,852,050)
給与および関連費用		(859,289)	(93,499,236)	(576,496)	(62,728,530)
減損損失		(10,960,151)	(1,192,574,030)	-	-
営業利益		23,509,131	2,558,028,544	36,000,889	3,917,256,732
支払利息(純額)		(14,512)	(1,579,051)	(98,295)	(10,695,479)
税引前利益		23,494,619	2,556,449,493	35,902,594	3,906,561,253
法人所得税	9	-	-	-	-
当期利益		23,494,619	2,556,449,493	35,902,594	3,906,561,253
当期包括利益合計		23,494,619	2,556,449,493	35,902,594	3,906,561,253

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

資本変動計算書

2018年12月31日に終了した年度

	資本拠出		繰越利益剰余金		合 計	
	ドル	日本円	ドル	日本円	ドル	日本円
2017年1月1日	16,000,000	1,740,960,000	21,036,719	2,289,005,394	37,036,719	4,029,965,394
現在						
当期包括利益合計	-	-	35,902,594	3,906,561,253	35,902,594	3,906,561,253
支払配当金	-	-	(19,000,000)	(2,067,390,000)	(19,000,000)	(2,067,390,000)
2017年12月31日	16,000,000	1,740,960,000	37,939,313	4,128,176,648	53,939,313	5,869,136,648
現在						
2018年1月1日	16,000,000	1,740,960,000	37,939,313	4,128,176,648	53,939,313	5,869,136,648
現在						
当期包括利益合計	-	-	23,494,619	2,556,449,493	23,494,619	2,556,449,493
支払配当金	-	-	(11,500,000)	(1,251,315,000)	(11,500,000)	(1,251,315,000)
2018年12月31日	16,000,000	1,740,960,000	49,933,932	5,433,311,141	65,933,932	7,174,271,141
現在						

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日に終了した年度

注記	2018年		2017年	
	ドル	日本円	ドル	日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業利益	23,509,131	2,558,028,544	36,000,889	3,917,256,732
減損損失	10,960,151	1,192,574,030	-	-
減価償却費	50,774	5,524,719	53,067	5,774,220
外国為替変動	(14,512)	(1,579,051)	(39,227)	(4,268,290)
関係会社再請求未払金の増加/(減少)	(1,221,342)	(132,894,223)	(30,708,254)	(3,341,365,118)
スポンサー報酬未収入金の減少/(増加)	1,128,224	122,762,053	(1,001,117)	(108,931,541)
その他資産の(増加)/減少	(196,127)	(21,340,579)	341,210	37,127,060
引当金の(減少)/増加	(335,884)	(36,547,538)	(457,318)	(49,760,772)
その他負債の(減少)/増加	(760,557)	(82,756,207)	676,648	73,626,069
営業活動により生じたキャッシュ純額	33,119,858	3,603,771,749	4,865,898	529,458,361
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の購入	5	(8,067)	(877,770)	(35,191,004)
支払利息収入(純額)	-	-	(59,068)	(6,427,189)
投資活動によるキャッシュ純額	(8,067)	(877,770)	(382,485)	(41,618,193)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金支払額	10	(11,500,000)	(19,000,000)	(2,067,390,000)
関連グループ企業からの受取資金		(13,618,556)	(1,481,835,078)	(4,702,194,771)
関連グループ企業に対する貸付		-	-	64,652,934
財務活動により使用したキャッシュ純額	(25,118,556)	(2,733,150,078)	2,438,204	265,300,977
現金および現金同等物の純増加	7,993,235	869,743,900	6,921,617	753,141,146
期首における現金および現金同等物	12,754,991	1,387,870,571	5,833,374	634,729,425
期末における現金および現金同等物	20,748,226	2,257,614,471	12,754,991	1,387,870,571

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

[次へ](#)

法定外の財務書類の注記

2018年12月31日に終了した年度

1 報告事業体

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「当社」または「WGTS」といいます。)は、2002年7月17日に設立された、米デラウェア州にある有限責任会社です。WGTSは、アメリカ合衆国で設立された会社であるダブリュー・ジー・シー(米国)・ホールディングス・インク(WGC(US) Holdings, Inc.)(以下「WGH Inc」といいます。)の完全子会社です。最終持株会社はスイスで登録されたアソシエーションであるワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)(以下「WGC」といいます。)です。

当社はアメリカ合衆国内で金を販売促進しています。

WGTSは、2004年11月12日に、信託約款に従って、ニューヨーク法の下で設立され、その受益権がNYSEアーカ取引所で取引されているインベストメント・トラストであるSPDR® Gold Trust(以下「本信託」といいます。)のスポンサーです。本受益権はシンガポール証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、東京証券取引所、および香港証券取引所にも上場しています。

WGTSは本信託の設立および本信託受益権の登録に責任を有していました。WGTSは受託者(ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン)および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監視していますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督を行っているわけではありません。WGTSは、本信託の全般的な動向を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。WGTSは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し、合衆国の証券取引委員会に提出する責任があり、かかる報告書に対して必要とされる証明書を交付します。WGTSは、本信託の独立登録会計事務所を指名し、時には本信託のために法律顧問を雇用します。WGTSは、本信託のために、本信託の情報を含むウェブサイトを維持管理します。

2015年7月17日付で、本信託の唯一の経常費用は、スポンサーであるWGTSが本信託の通常の手数料および費用を負担する責任を負う対価として調整済純資産価額(ANAV)の0.40%に相当する年率で日々生じるWGTSに対して支払われるスポンサー費用です。本信託の通常の手数料および費用は、受託者の手数料および費用、本信託の金地金の金カストディ業務の手数料および費用、スポンサーの報酬および費用、一定の税金、マーケティング・エージェント報酬、印刷および郵便費用、リーガルおよび監査費用、登録費用、NYSEアーカ取引所上場費用ならびにその他マーケティング手数料および費用を含みます。

本信託の投資目標は、本信託費用を控除した金地金の価格のパフォーマンスを反映することです。金の価格は、世界的な金の需要と供給、インフレ率に関する投資家の予想、為替レート、金利、ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、世界または地域の政治、経済または金融関連の事象および状況を含む、いくつかの要因により影響を受けます。将来の購買力という観点から、金が長期的な価値を維持する保証はありません。金価格が下落した場合、当社の報酬収益および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

スポンサー、その株主、メンバー、取締役、責任者、従業員、関連会社および子会社は、信託約款の下での職務の遂行により発生した特定の損失、債務および費用について本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。ただし、免責される当事者の信託約款の下での義務および職務が、重過失、不誠実、故意の不正行為、悪意の不法行為または認識ある過失である場合には免責されません。かかる免責には、信託約款の下での請求または債務に関する防御を行うことにより生じた、本信託が支払う費用および支出も含まれます。信託約款の下では、スポンサーはその信託約款の下でのスポンサー活動に関連する支払について、当該行為が信託約款の条項の下で補償されることが不適格とみなされない限りにおいて、本信託より補償を受けることができます。スポンサーはまた、マーケティング・エージェント契約または指定参加者と締結した契約で、バスケットの設定および償還ならびに設定および償還に必要な金および現金の決済手続きを提供する契約から生じた損失、債務または支出で、受託者よりスポンサーに提供された不実の主張または書面に含まれる重要な事実に対して虚偽の疑いがある主張により生じたものに限り、本信託によって補償され、損害を被りません。スポンサーに対して支払可能な金額は、本信託の資産に対する担保で確保されています。スポンサーは所定の債務に対し、所定の当事者を免責すること、およびかかる当事者がその債務に関して支払わなければならない支払を行うことに合意しています。受託者は、スポンサーから支払われるべき補償および拠出で、スポンサーから期限内に支払われない額の債務について、本信託の資産のみを引き当てとし、かつその範囲内で、かかる当事者に償還することに合意しています。スポンサーは、受託者が、前述の償還義務に関連して支払う金額の範囲内で、本信託の利益のために、償還を受けた当事者のスポンサーに対する権利を代位および継承することに合意しています。

2 作成の基礎

WGTSの法定外の財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および添付注記1から15により構成されます。これらの書類は、本信託の東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして当社が日本の金融商品取引法の要求を満たすために、2018年12月31日現在での当社の資産、負債、収益、費用、資本について一定の情報を提供するために作成されています。

遵守について

法定外の財務書類は、すべての適用される、EUにより採択された国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)の認識、測定および開示の側面に従い、作成されています。

法定外の財務書類は、2019年6月21日、取締役により承認されました。

測定の基礎

法定外の財務書類は、明記のない限り、取得原価基準の下で作成されています。

機能および提示通貨

法定外の財務書類は、当社が事業活動を行う主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。

当社の法定外の財務書類は、機能通貨である米ドルで表記されています。

見積もりおよび判断の使用

採択されたIFRSの認識と測定に従った法定外の財務書類の作成は、法定外の財務書類の作成責任者に対して、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積もりおよび仮定を行うことを求めています。実績はこれらの見積もりと異なる場合があります。

見積もりと基本的な仮定は、継続的に見直されます。会計上の見積もりに対する修正は、当該見積もりが修正された事業年度および影響を受けるその後すべての事業年度において認識されます。

会計方針の変更

当事業年度中、当社はIFRS第9号(金融商品)およびIFRS第15号(顧客との契約から生じる収益)を採用しました。IAS第39号とIFRS第9号との間には重要な相違はありません。

新しい基準書および解釈指針

IASBから発表された3つの重要な新基準のうち、IFRS第9号(金融商品)、IFRS第15号(顧客との契約から生じる収益)は、ともに2018年1月1日より適用されました。

未だ適用されていない、当社が早期適用していない新基準ならびに既存の基準の修正および解釈指針

多くの新基準ならびに基準の修正および解釈指針が、2019年1月1日以後開始する会計年度より適用されますが、本財務書類の作成には適用されていません。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号は、2019年1月1日から適用され、借手に関する単一のオンバランスのリース会計モデルを導入します。借手は、原資産を使用する権利を表象する使用権資産及びリース料を支払う義務を表象するリース負債を認識します。かかるリースに関連する費用の性質は、グループが使用権資産に関する減価償却費及びリース負債に対する支払利息を認識することになるため、変更される予定です。

さらに、当社は、注記7に記載された、不利であると当社が評価したオペレーティング・リースに関する引当金を認識しないこととなります。代わりに、当社は、当該リースにおける支払いを当社のリース負債に含めることとなります。

当社は、修正遡及アプローチを用いて、2019年1月1日からIFRS第16号を適用する予定です。したがって、IFRS第16号の採用の累積的影響額は、比較情報を修正再表示することなく、2019年1月1日時点の利益剰余金の期首残高に対する調整として認識されます。

当社は、リースの定義を適用除外とする、移行時に認められる実務上の便法を適用する予定です。これは、当社が、2019年1月1日前に締結され、かつ、IAS第17号及びIFRIC第4号に従ってリースとして識別された全ての契約にIFRS第16号を適用することを意味します。

現在入手可能な情報によると、当社のオペレーティング・リースは、いずれにおいても4年未満に解約できない事務所施設のみに関連することを考慮し、当社は、2019年1月1日時点でおよそ3.9百万米ドルのリース負債を認識すると見積もっています。

その他の基準書

以下の修正された基準書及び解釈指針は、法定外の財務書類に対して重大な影響を及ぼさないと予想されます。

IFRIC第23号

IFRIC第23号は、2019年1月1日から適用され、法人所得税における不確実性に関する会計処理を明確にするため、IFRS解釈指針委員会により策定されました。

当社は、2020年に発効する、改訂後の概念フレームワークである「IFRS基準における概念フレームワークへの参照の修正」が会計方針及び法定外の財務書類に与える影響を、未だ分析していません。

公表されたものの未だ発効していないその他全ての新たな又は修正されたIFRS基準書及び解釈指針は、当社の法定外の財務書類に対して重大な影響を及ぼさないと予想されます。

3 重要な会計方針

下記に記載の会計方針は本法定外の財務書類中で提示されるすべての事業年度を通じて適用されています。

外 貨

外貨建取引は、取引日の為替レートで会計処理されます。報告日時点での外貨建貨幣資産負債は、その日の為替レートで機能通貨に再換算されます。期首における機能通貨ベースの償却原価に実効金利および当該年度における利息支払額の調整を加えたものと、期末における為替レートにより換算された外貨ベースの償却原価との差額が、貨幣項目にかかる為替差損益となります。再換算時に生じる為替差額は、包括利益計算書において認識されます。

固定資産

・ 認識および測定

リース物件改良費、家具および備品ならびにオフィスおよびコンピュータ機器は、減価償却累計額および認識された減損損失を差し引いた取得原価で計上されます。

・ 減価償却費

減価償却費は、以下の基準に基づき定額法を用いて、当該資産の見積もり耐用年数にわたり、それぞれの資産の残存価額を除いた費用または評価額を減価償却するように認識されています。

リース資産	リース期間にわたって
家具および備品	7年
オフィスおよびコンピュータ機器	3年から5年

減価償却法、耐用年数および残存価額は、報告日毎に見直され、必要な場合には調整されます。

資産の処分または除却により生じた損益は、売却価額と資産の帳簿価額の差として判断され、利益または費用のいずれかに該当するものとして認識されます。

その他のリースはオペレーティング・リースであり、当社の財政状態計算書の中で認識されていません。

引当金

引当金は、過去の事象の結果として、確実に見積もることができる現在の法的または解釈上の義務を当社が有し、かつその義務を果たすために経済的便益の流出が必要とされることが想定される場合、認識されます。引当金が金額的に重要である場合、当該金額は、現在の市場における貨幣の時間価値および負債固有のリスクを反映した税引前のレートにより予測された将来のキャッシュ・フローを割り引いて決定されます。

従業員手当 - 確定拠出型年金プラン

確定拠出型年金プランは雇用後の給付制度であり、事業者は、受託者が別個に管理するファンドに対して固定の拠出金を支払い、その後さらなる金額を支払う法律上、解釈上の義務はありません。当社は、確定拠出型年金プランを実施し、確定拠出型年金プランに対する拠出義務は、従業員によって業務が提供される期間中、包括利益計算書の中で認識されます。

金融商品

現金および現金同等物は、手許現金、現金残高および3か月以内に満期が到来する銀行預金で構成されています。

減損損失

・ 貸付金および未収入金

償却原価で測定された金融資産についての減損損失は、その帳簿価格と、見積もり将来キャッシュ・フローを資産の当初の実効利率で割り引いた現在価値との差額として算定されます。損失は、貸付金および未収入金に対する引当金勘定に反映され、包括利益計算書の中で認識されます。後発事象の発生により減損損失額が減少した場合、かかる減少額は包括利益計算書を通じて戻入されます。

・ 非金融資産

当社の非金融資産の帳簿価格は、減損の兆候がないか判断するために、報告日毎に見直されます。かかる兆候が存在した場合、その資産の回収可能価格が見積もられます。減損損失は包括利益計算書の中で認識されます。

前事業年度で認識された減損損失は、損失が減少、または解消しているという兆候の有無について、報告日毎に評価されます。減損損失は、回復可能価格を決定するため使用された見積もりに変更がある場合に戻入されます。減損損失は、資産の帳簿価格が、減損損失が認識されなければ決定されたであろう帳簿価格(減価償却または償却後の純額)を超えない限度でのみ戻入されます。

資産の処分または除却により生じた損益は、売却収入と資産の帳簿価格の差額として判断され、利益として認識されます。

資産の帳簿価格が見積もり回収可能価格を超える場合、それは直ちに回収可能価格まで減額されます。

収益

本信託からWGTSに支払われる報酬を表します。この報酬は、本信託の管理を規定する信託約款の条項に従って、発生基準で認識されます。この収益は、回収可能価額で計上されています。

2015年7月17日付で、本信託の唯一の経常費用は、スポンサーであるWGTSが本信託の通常の手数料および費用を負担する責任を負う対価として調整済純資産価額(ANAV)の0.40%に相当する年率で日々生じるWGTSに対して支払われるスポンサー費用です。

GLD費用

本信託のマーケティング・エージェントに支払う費用(保有する金の保管庫および取引を扱う銀行に支払う費用ならびに注記1で言及したその他の費用を含みます。)を表しています。かかる支出は発生主義で認識されます。

所得税

当社は、その年の課税所得に基づいて所得税を計上しています。税金費用は、税金の当期末払金および繰延税金の合計を表します。税金の当期末払金は、その年の課税利益に基づいています。

当期税金は、当社が営業活動を行う地域に関連した税率および法律を使用して、支払われる(または還付される)ことが期待される額で計上されます。

繰延税金は、資産および負債の課税基準額とそれらの財務報告目的の帳簿価額との間に生じるすべての一時差異について、負債法により計上されます。繰延税金の算定には現行税率を使用します。

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識されます。繰延税金資産は、将来減算一時差異を使用することができる課税所得を稼得できる可能性が高い範囲について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は、各財政状態計算書日現在で見直され、資産の全額または一部の回収が許容されるのに十分な課税所得を獲得できない可能性が高い範囲で減額されます。

4 金融リスク管理

かかる注記は、以下に示される各リスクについて、当社のエクスポージャーに関する情報を示しています。

- ・信用リスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク

詳細な開示は、当該法定外の財務書類に含まれています。

リスク管理の枠組み

リスク管理は、全般的リスク管理の原則ならびに信用リスクなどの特定の分野、余剰流動性の使用および投資に関する明文化された方針を提供するWGCが定めた方針に従って行われます。

潜在的にWGTSを信用リスクの集中に服させる金融資産は主に現金および短期預金で構成されます。WGTSの現金同等物および短期預金は、信用力の高い金融機関に預けられています。2018年12月末現在、当社の短期預金は、複数の銀行に預けられています。

信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品のカウンターパーティが金融商品に対してその契約上の義務を果たさない場合の当社の財務的損失リスクであり、主に顧客からの未収入金および、投資有価証券からの当社の未収入金から生じます。

当社の主たる営業上の債務者は本信託です。債権額に履行の遅延または減損はなく、これに関する信用リスクについてのエクスポージャーはありません。

金融資産は主に現金、短期預金および未収入金で構成されます。当社の現金および短期預金は、信頼性の高い金融機関に預けられています。期末日現在で、現金資源の大半を構成する当社の短期預金は、複数の銀行に預けられています。

流動性リスク

流動性リスクとは、当社が、現金払いまたはその他の金融資産で決済される金融負債に関する義務を果たすことに関して、困難に直面するリスクです。

流動性リスク管理の最終責任は、流動性リスク管理の枠組みを構築しているWGCにあります。流動性リスク管理は、金融資産および金融負債の満期特性を一致させると同時に、十分な準備金を確保し、継続的に予測および実際のキャッシュ・フローを監視することを通じて、実現されます。

市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場といった市場価格、金利および株式価格の変動が当社の利益またはその金融資産の保有価値に影響を与えるリスクです。

資本管理

当社は、利害関係者へのリターンを最大化する一方で、継続企業として存続を確保するために、借入債務とエクイティのバランスの最適化を通して、当社の資本を管理しています。当社の資本構成は、関係会社からの短期の借入と、資本変動計算書に概説されている資本拠出および利益剰余金からなるエクイティにより構成されます。

保有する金融資産

当社は、現金20.7百万ドル(2017年：12.8百万ドル)、スポンサー報酬未収入金10.5百万ドル(2017年：11.6百万ドル)および関連グループ企業からの未収入金45.8百万ドル(2017年：43.2百万ドル)を保有していました。これらは全て米ドル建てです。利息を発生させる残高はありません。全ての残高が、要求払債権です。

未収残高で、期限を過ぎているものではありません。

金融負債の期限

当社は、8百万ドル(2017年：8.1百万ドル)のGLD関連未払費用、3百万ドル(2017年：4.8百万ドル)の関連グループ企業への未払金および0.5百万ドル(2017年：0.8百万ドル)の不利なリースへの引当金を有しています。これらはすべて米ドル建てです。利息が発生する残高はありません。不利なリースへの引当金を除き、すべての残高が1年以内に期限が到来します。

不利なリースへの引当金は二つのリースに対するものであり、一つは0.1百万ドルで2018年に期限が到来し、もう一つの0.2百万ドルは2021年まで継続します。

5 固定資産

	賃借物改良費 ドル	家具および備品 ドル	オフィスおよび コンピュータ機器 ドル	合 計 ドル
取得原価				
2017年1月1日現在	-	22,375	322,355	344,730
取得	93,668	175,256	54,493	323,417
2018年1月1日現在	93,668	197,631	376,848	668,147
取得/(除売却)	21,907	-	(13,840)	8,067
2018年12月31日現在	115,575	197,631	363,008	676,214
減価償却累計額				
2017年1月1日現在	-	3,995	284,431	288,426
減価償却費	13,490	17,592	21,985	53,067
2018年1月1日現在	13,490	21,587	306,416	341,493
減価償却費	17,439	25,453	7,882	50,774
2018年12月31日現在	30,929	47,040	314,298	392,267
純帳簿価額				
2018年12月31日現在	84,646	150,591	48,710	283,947
2017年12月31日現在	80,178	176,044	70,432	326,654

6 未払金および未払費用

	2018年 ドル	2017年 ドル
未払金	234,704	232,629
未払費用	13,972	71,358
GLD関連未払費用	7,393,439	8,098,685
未払金および未払費用合計	7,642,115	8,402,672

7 不利なリースの引当金

	合計 ドル
流動負債	474,160
固定負債	333,518
2018年1月1日現在	807,678
取崩額	(335,884)
2018年12月31日現在	471,794
固定負債および流動負債間の分析	
流動負債	249,985
固定負債	221,809
2018年12月31日現在	471,794

その他引当金

その他引当金は、オフィススペースの解約不能リースに係る2つの不利なリース契約を含みます。会社の活動の変化に伴い、異なる大きさのオフィススペースが必要となり、当社は2つのスペースをサブリースしています。従前のスペースに係るリース契約は、2018年に満了したものと2021年に満了するものがあります。施設は残存リース契約期間中転貸されますが、市況の変化により賃貸収入が賃貸費用よりも低くなっています。割引後の将来支払額から予測される賃貸収入を控除した債務額を引当計上しています。

引当金は、IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」に従い、リース期間の末日における賃貸費用純額に基づいて計算されています。

8 人件費

従業員数	2018年 人数	2017年 人数
従業員数(期末現在)	1	2
退職給付制度への拠出金	2018年 ドル	2017年 ドル
退職給付制度への拠出金	11,267	15,455

これらの金額は、包括利益計算書の給与および関連費用に含まれています。

当社はすべての有資格従業員のために確定拠出型退職給付制度を運営しています。その制度の資産は、当社の資産とは別個に、受託者の管理の下でファンドにおいて保有されています。11,267ドル(2017年:15,455ドル)の総コストは、制度の規則の中で特定された率による、当社からの制度に対する拠出の支払額を表しています。

9 課 税

当社は、WGH Incが完全所有する有限責任会社です。従来、WGH Inc、WGC USA, Inc.および当社は各社単体で、U.S. フォーム1120の申告を行っていました。2014年度の期首以降、上記企業は、WGH Incを親会社として連結U.S. フォーム1120により申告しました。WGC USA, Inc.および当社は親会社の関係会社として申告します。WGH IncはWGC USA, Inc.および当社双方の80%超の持分を保有しているため連結することが可能であり、グループが連結U.S. フォーム1120の申告を行うことができます。

税務上の利益および損失は、グループ法人内部で無対価で譲渡され、かかるポジションは、当社の単体勘定に反映されます。

2018年度に発生した税金の大部分は、WGH Incに無償または無対価で譲渡されています。

2018年度の実効税率は11.74%(2017年:0%)です。

税金費用の分析	2018年 ドル	2017年 ドル
当期純利益に対する当期税金	7,926,970	16,264,359
当事業年度の税金費用の前事業年度の調整額	-	-
当事業年度の繰延税金額	82,577	266,547
前事業年度の繰延税金繰入額	(11,690)	-
無対価でグループから譲受けた税務上の便益	(5,238,739)	(16,530,906)
当期税金費用	2,759,118	-

米国連邦税は年間の見積課税可能利益の21%(2017年:35%)で算定されます。会計上の利益に対して、年間費用合計額は、以下のとおり調整できます。

税 調 整	2018年 ドル	2017年 ドル
税引前利益	23,494,619	35,902,594
連邦税率21%(2017年:35%)での税金	4,933,870	12,565,908
以下の影響:		
減算不能費用	44	73
前事業年度調整	-	92,838
2017年の引当金を考慮しない取引完了後の決算整理	20,761	37,899
税制改革	-	16,957
州 税	3,043,182	3,817,231
無対価でグループに譲渡した税務上の欠損金	(5,238,739)	(16,530,906)
当期税金費用	2,759,118	-

法人所得税	2018年 ドル	2017年 ドル
1月1日現在	-	-
税金支払額	-	-
前事業年度調整	-	-
還付金受取額	-	-
当期税金費用	7,997,857	16,530,906
無対価でグループから譲受けた税務上の便益	(5,238,739)	(16,530,906)
12月31日現在	2,759,118	-

繰延税金の調整	2018年 ドル	2017年 ドル
1月1日現在残高	-	-
当事業年後の繰延税金額	82,577	266,547
前事業年度の繰入額	(11,690)	-
無対価でグループに譲渡した資産	(70,887)	(266,547)
12月31日現在	-	-

10 営業支出

	2018年 ドル	2017年 ドル
市場開拓費		
メディアおよび販売促進支出	266,316	419,372
リサーチおよびコンサルタント費用	60,390	854,920
マーケティングおよび開発費用	25,069,203	23,757,630
市場開拓費合計	25,395,909	25,031,922
一般および運営上の支出		
設備費用	1,796,058	1,342,852
メンバーシップ・ガバナンス費用	550,000	561,379
プロフェッショナル報酬	687,510	387,606
旅費およびその他費用	236,772	95,267
一般および運営上の支出合計	3,270,340	2,387,104
給与および関連費用		
給与および関連費用合計	860,608	576,496
運営支出合計	29,526,857	27,995,522

11 関連当事者取引

関連当事者取引

WGCへのサービス支払額である25百万ドル(2017年：23.8百万ドル)は、当社のためにWGCによって遂行された業務に関連するものです。WGCへの未払金である45.9百万ドル(2017年：42.9百万ドル)は、無利息の要求払いで返済されます。

報酬は、信託約款の下で本信託のために行われたサービス、本信託のウェブサイトの維持に関連して行われたサービスの対価として、本信託から当社に支払われます。当社の報酬は、毎月後払いされ、本信託により支払われた信託報酬の調整済純資産価額(ANAV)の0.40%に相当する年率で日々発生します。

WGTSは、2018年において、WGH Incに対して、総額11.5百万ドルの配当を支払いました(2017年：19百万ドル)。

主要な経営陣の報酬

当期中に、WGTSの主要な経営陣である、最高経営責任者であるジョセフ・カバトーニならびに最高財務責任者およびトレジャーラーであるローラ・S・メルマンに支払われた報酬はWGC USA, Inc.が負担しました。ローラ・S・メルマンは2018年2月28日付で任命されました。

12 コミットメント

資本コミットメント

2018年12月31日時点で現存する資本コミットメントはありませんでした(2017年：無し)。

オフィススペースおよび機器の賃貸に関連した解約不能のオペレーティング・リース・コミットメント

	2018年 ドル	2017年 ドル
1年以内	1,650,129	1,890,524
2年以上5年以内	3,873,553	4,758,065
5年超	-	-
解約不能のオペレーティング・リース・コミットメント 合計	5,523,682	6,648,589

上記の表に計上されたコミットメントは、当社がサブリースをしていた2つの不利なリースに関する総額5.5百万ドル(2017年：6.6百万ドル)を含んでいます。割引後の将来支払額から予測される賃貸収入を控除した債務額は、不利なリース引当金として2018年の財務書類において計上されました(注記7 - 不利なリースの引当金)。

銀行保証

HSBCは、合計684,210ドル(2017年：684,210ドル)の信用状を、ニューヨークにおける新しいオフィススペースの貸手のために保有しています。

13 継続企業

これらの法定外の財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されています。

14 後発事象

貸借対照表日以降の本財務書類に影響を与えるその他の後発事象はありません。

15 当社に関する追加情報

ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)は、米デラウェア州にある有限責任会社です。当社の主たる事業を行う場所は、685 Third Avenue, Suite 2702, New York, NY 10017, United States of Americaです。

当社の登記上の事務所は、251 Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808 United States of Americaです。

4【利害関係人との取引制限】

利害関係人との取引制限はありません。

5【その他】

有価証券報告書提出日1年以内におけるスポンサー等又は本信託に重大な影響を及ぼす訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

定款の変更

該当事項はありません。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

スポンサー等に重大な影響を及ぼす訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ご参考として、2019年11月25日時点における全ての認定参加者のリストは、同日付でSECに提出されたフォーム10-Kの7ページをご参照ください。最新の認定参加者のリストは、受託者およびスポンサーから入手できます。

(a) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of the Bank of New York Mellon)(「受託者」)

(イ) 資本金の額

2018年12月31日現在、40,638,000,000米ドル(4,421,820,780,000円)

(ロ) 事業の内容

BNYメロンは、米国ニューヨーク州ニューヨークに本拠を置く国際的な金融サービス会社であり、運用資産は約1.7兆ドルおよび保管・管理資産は33.1兆ドルです。

BNYメロンは、ニューヨークに本社を置く受託者の持株会社として発足しました。受託者は、その前身を含め、1784年から事業を行っています。受託者のほか、銀行子会社としてメロンバンクN.A.(Mellon Bank, N.A.)(以下「メロンバンク」といいます。)(本社：米国ペンシルバニア州ピッツバーグ)、メロン・トラスト・オブ・ニューイングランドN.A.(Mellon Trust of New England, National Association)(本社：米国マサチューセッツ州ボストン)、メロン・ユナイテッド・ナショナル・バンク(Mellon United National Bank)(本社：米国フロリダ州マイアミ)、およびメロン・ファースト・ビジネス・バンクN.A.(Mellon 1st Business Bank, National Association)(本社：米国カリフォルニア州ロサンゼルス)があります。銀行子会社は、信託・資産保管業務、投資運用サービス、銀行業務および各種証券関連業務を行っています。銀行子会社の預金は、連邦預金保険公社(以下「FDIC」といいます。))によって法律の定める範囲内で保護されます。

事業は、以下の3つに区分されます。すなわち投資マネジメント、投資サービスおよびその他です。

(b) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)(「本カストディアン」)

(イ) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの資本金の額

2018年12月31日現在、194,249,000,000GBP(27,814,514,310,000円)

(ロ) 事業の内容

エイチエスピーシーは、英国において健全性規制機構により認可されており、健全性規制機構およびFCAにより規制されています。エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、パーソナル・ファイナンス、コマーシャル・バンキング、プライベート・バンキング、コンシューマー・ファイナンス、コーポレート・インベストメント・バンキング業務およびカストディー業務を提供する世界最大手のバンキングおよび金融サービス機関の一つです。

エイチエスピーシーの包括的な親会社は、イングランドで設立された株式公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシー(HSBC Holdings plc)(HSBCグループ)です。HSBCグループは、HSBCホールディングス・ピーエルシーの半期報告書によると、2019年6月30日現在、自己資本資源として1,780億ドル保有しています。

(c) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)(「マーケティング・エージェント」)

(イ) 資本金の額

2018年12月31日現在、93,330,279米ドル(10,155,267,658円)

(ロ) 事業の内容

マーケティング・エージェントは、デラウェア州の単独リミテッド・ライアビリティ・カンパニーであり、ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク(State Street Global Advisors, Inc.)の子会社です。マーケティング・エージェントは、1999年4月21日に設立されました。

マーケティング・エージェントは、SECおよびFINRAに登録されている、目的が限定されたブローカー・ディーラーであり、証券投資家保護公社(SIPC)および米国証券取引所決済機関(NSCC)のメンバーです。マーケティング・エージェントは、(i)ミューチュアル・ファンドの引受人またはスポンサー、および(ii)私募証券の事業形態に従事する権限が与えられています。マーケティング・エージェントは、米国ミューチュアル・ファンドおよび米国ETFの販売サービスならびにステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが出資するプライベート・ファンドのマーケティングを提供することにより、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのファンドマーケティングおよび販売をサポートしています。そのような販売サービスに関連して、マーケティング・エージェントはまた、米国ミューチュアル・ファンドへの株主サービスも提供しています。

2【関係業務の概要】

- (a) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(「受託者」)

受託者は、原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。これには、(1)本信託の費用支払の必要に応じた、本信託が有する金の売却(金の売却は通常ほぼ毎月1度行われる予定です。)、(2)本信託のNAVおよびシェア1口当たりNAVの計算、(3)認定参加者からのバスケットの設定・解約請求の受付および処理ならびに本カストディアンおよびThe Depository Trust Company(以下「DTC」といいます。)との間でのかかる請求の処理の調整、ならびに(4)本カストディアンの監視が含まれます。

- (b) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(「本カストディアン」)

カストディアンであるエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、認定参加者によるバスケットの設定に関して本カストディアンに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりに責任を負います。本カストディアンはまた、認定参加者および本信託のために維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを促進します。本カストディアンは、LBMAの規則に基づくマーケット・メーカー、クリアラーおよび承認検量者であります。

- (c) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(「マーケティング・エージェント」)

マーケティング・エージェントは、スポンサーのために、(1)本信託に関するマーケティング計画の継続的作成、(2)本受益権に関するマーケティング資料の作成(本信託のウェブサイト上のコンテンツを含みます。)、(3)本信託のマーケティング計画の実行、(4)戦略的および戦術的なETF調査への金の組み込み、(5)SPDR[®]の商標のサブライセンス付与、および(6)コールセンターおよび目論見書の履行のような特定の受益権保有者の支援の業務を行っています。マーケティング・エージェントおよびその関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

3【資本関係】

スポンサーと受託者、本カストディアンおよびマーケティング・エージェントの間には、資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

米国においてETFは原則としてマネジメント・カンパニーまたはユニット型投資信託(以下「UIT」といいます。)として組織されます。マネジメント・カンパニーとは、償還可能な株式を発行し、投資マネージャーによって積極的に管理されるミューチュアル・ファンドの一種です。UITは、償還可能な証券のみを発行し、固定の管理不能なポートフォリオを提供する、信託約款に基づいて組織された信託です。証券のポートフォリオを保有する際、いずれの種類ETFも、1940年法の「投資会社(investment company)」の定義に該当します。投資会社は、1940年法に基づき登録することが要求されており、SECによる規制を受けます。

しかし、SECは、金のようなコモディティの保有は証券の保有と同じではないとする見解をとっています。したがって、本信託は1940年法の「投資会社」の定義に該当せず、同法に基づく登録を要求されません。本信託の管理は、本信託に適用のあるニューヨーク州のコモンローおよび制定法が適用されます。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 1 ファンドの性格 - (4)ファンドに係る法制度の概要」をご参照ください。

第4【参考情報】

2019年9月30日に終了した事業年度において、以下の書類が提出されています。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自	2017年10月1日	2018年12月25日
	至	2018年9月30日	関東財務局長に提出

(2) 半期報告書およびその添付書類

事業年度	自	2018年10月1日	2019年6月27日
	至	2019年3月31日	関東財務局長に提出

第5【その他】

該当事項はありません。

本信託の前期財務諸表に対する監査報告書は、当期財務諸表に対する監査報告書をご参照ください。

[次へ](#)

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー宛て独立監査報告書**監査意見**

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「会社」という。)の2017年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記3に記載される重要な会計方針を含む、関連する注記から構成されている。

私どもの意見では、2017年12月31日に終了した年度についての会社の法定外の財務書類は、すべての重要な点において、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される作成の基礎および会計方針に基づき適正に作成されていた。

監査意見の基礎

私どもは、ISA(UK)800を含む国際監査基準(英国)(以下「ISAs(UK)」という。)および2016年4月7日付のエンゲージメント・レターの定める条件に従い監査を行った。私どもの責任は、後述の通りである。私どもは英国財務報告評議会(FRC)倫理基準を含む英国倫理要件の下での倫理責任を果たしており、かつ当該要件に従って会社から独立している。私どもは、入手した監査証拠が私どもの意見の基礎とするのに十分かつ適正であると確信している。

強調事項 - 作成の基礎の特別目的

私どもは、作成の基礎が記載されている法定外の財務書類の注記2を強調している。かかる注記に記載の通り、法定外の財務書類は、信託の東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、会社が日本の金融商品取引法の要件を充足するための補助として作成されている。結果として、かかる財務書類は他の目的には適合しないことがある。当該事項は、私どもの意見に影響を及ぼすものではない。

継続企業

私どもは、法定外の財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月間において、会計の継続企業の前提を使用することが不適切、またはかかる公準を使用することで、重大な疑いがかかる可能性のある非開示の重要な不確実性があると結論付けた場合、報告することが要請される。私どもは、かかる観点からの報告事項はない。

役員の責任

役員の報告書にて詳述される通り、役員の責任は、法定外の財務書類の注記2に記載される作成の基礎に基づく法定外の財務書類を作成し、かかる作成の基礎が現状において認められた基準であることを確認することである。彼らが決定するかかる内部統制は、不正または誤謬による重要な虚偽表示を防ぎ、会社が継続企業として継続する力を査定し、該当する場合は継続企業に関する事項を開示し、会社を清算または営業を停止する意思がある、またはそれ以外に他に現実的な選択肢がない場合を除き、会計の継続企業の前提を使用する法定外の財務書類を作成することを可能にするために必要である。

監査人の責任

私どもの目的は、法定外の財務書類が全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得、私どもの意見を記載した監査報告書を出すことである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行われた監査が、重要な虚偽表示があった場合に常に検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体として、法定外の財務書類を基準として行われる使用者の経済判断に影響をもたらすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

より詳細な私どもの責任に関する記載は、FRCのウェブサイト(www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)に掲載されている。

監査の目的および責任を負う対象

私どもの報告書は会社に対して、契約に定める条件に従ってのみ作成された。私どもの報告書は、全体（会社独自の内部の目的の場合を除く）または部分的にも、私どもの文書による事前の許可なく、写しを作成され、参照または開示されないことを前提として、会社が開示された。

私どもの報告書は、当時の会社の必要性により決定された会社の合意した要件を充足するように作成された。したがって、私どもの報告書は、いかなる目的のためにも、あるいはいかなる文脈においても、会社以外で私どもに対して権利を取得することを欲する者によって、使用あるいは依拠されることに適したものとされていない。会社以外で私どもの報告書またはその複製を入手し、私どもの報告書(または報告書の一部)に依拠しようとするいかなる者も、自身のリスクでそのようにするものとする。法律が許容する最大限の範囲において、ケーピーエムジーLLPは、私どもの本報告書について、会社以外の何人に対しても責任を負うものではなく、また、かかる責任を引き受けるものではない。

(署名)リントン・リッチモンド

ケーピーエムジーLLP

勅許会計士

E14 5GL ロンドン

カナダ・スクエア 15

2018年6月29日

[次へ](#)

Independent auditor's report to World Gold Trust Services LLC

Opinion

We have audited the non-statutory accounts of World Gold Trust Services LLC (“ the Company ”) for the year ended 31 December 2017 which comprise the Statement of financial position, the Statement of comprehensive surplus, the Statement of changes in equity, the Statement of cash flows and related notes, including the significant accounting policies in note 3.

In our opinion the non-statutory accounts of the company for the year ended 31 December 2017 have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the basis of preparation and the accounting policies set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (“ISAs (UK)”), including ISA (UK) 800, and the terms of our engagement letter dated 7 April 2016. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Emphasis of matter – special purpose basis of preparation

We draw attention to Note 2 to the non-statutory accounts, which describes their basis of preparation. As explained in that note, the non-statutory accounts are prepared to assist the company for the purpose of the Company satisfying the requirements of the Financial Instruments and Exchange Act of Japan as sponsor to the listing of the Trust on the Tokyo Stock Exchange. As a result, the financial statements may not be suitable for another purpose. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Going concern

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least twelve months from the date of approval of the non-statutory accounts. We have nothing to report in these respects.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 1, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory accounts in accordance with the basis of preparation as set out in note 2 to the non-statutory financial statements; determining that the basis of preparation is acceptable in the circumstances; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory accounts.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London

E14 5GL

29 June 2018

[前へ](#)

[訳 文]

【訳注】

独立監査人であるKPMG LLPは、2019年9月30日に終了する事業年度における本信託の英文の財務書類を監査したが、英文の財務書類から添付の和文の財務書類およびその注記への翻訳に対して責任を負うものではない。加えて、KPMG LLPは、英文の監査報告書日以降、当該報告書に記載されている財務書類に対するいかなる手続について実施することを求められておらず、また現に実施していない。

独立登録会計事務所の監査報告書

SPDR[®]ゴールド・トラストのスポンサー、受託者および受益権保有者

財務書類に対する監査意見

私たちは、添付の2019年および2018年9月30日現在のSPDR[®]ゴールド・トラスト(以下「本信託」という。)の貸借対照表、および2019年および2018年9月30日現在の投資明細表および2019年9月30日までに終了した3年間の各事業年度の関連する損益計算書、キャッシュフロー計算書および純資産変動計算書ならびに関連する注記(併せて「財務書類」という。)を監査した。

私どもは、財務書類は米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本信託の2019年および2018年9月30日現在の財政状態および2019年9月30日までに終了した3期間の各事業年度の経営成績、キャッシュ・フローおよび純資産における変動を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)(以下「PCAOB」という。)の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク」(2013)において定めた基準に基づいて、2019年9月30日現在の本信託の財務報告に係る内部統制を監査し、2019年11月25日付の内部統制監査報告書において、財務報告に係る本信託の内部統制の有効性に関して無限定適正意見を表明した。

監査意見の基礎

これらの財務書類の作成責任は本信託のスポンサーの経営者にある。私たちの責任は、私たちの監査に基づきこれらの財務書類に意見を表明することにある。私たちはPCAOBに登録された会計事務所であり、米国連邦証券法ならびに米国証券取引委員会およびPCAOBの適用規則に従い、本信託から独立していることが要求される。

私たちはPCAOBの基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に誤謬や不正による重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。私たちの監査は、誤謬や不正による財務書類の重要な虚偽の表示のリスクを評価し、それらのリスクに対応する手続の実施を含む。かかる手続は、財務書類上の金額および開示事項の基礎となった証拠を試査によって検証することを含んでいる。私たちの監査はまた、採用された会計原則および経営者が行った重要な見積もりも含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査上の重要な事項

以下に記載する監査上の重要な事項とは、当事業年度の財務書類に対する監査において監査委員会にコミュニケーションが行われた又は行うことが要求され、(1)財務書類の重要な勘定又は開示に関連し、かつ(2)特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴う事項である。監査上の重要な事項のコミュニケーションは、財務書類全体に対する私たちの意見にいかなる影響も及ぼさない。また、私たちは、以下に記載する監査上の重要な事項のコミュニケーションによって、監査上の重要な事項や、監査上の重要な事項に関連する財務書類の勘定又は開示に対して個別の意見を表明するものではない。

金の持分の実在性に関する証拠の十分性の評価

2019年9月30日時点の投資明細表で示されたように、本信託による金への投資の公正価値は442億ドルであり、本信託の総資産の100%に相当する。金の持分の29.7百万オンスに相当する金への投資は、2019年9月30日現在、第三者のカストディアン（カストディアン）によって保有されている。

私たちは、金の持分の実在性に関する証拠の十分性の評価を監査上の重要な事項として識別した。金の持分の内容および量を考慮すると、2019年9月30日現在のカストディアンが保有する金の量を評価するために入手した証拠の範囲および内容について評価することを目的とした、主観的な監査人による判断が必要であった。

この監査上の重要な事項に対処するために私たちが行った主な手続は、以下のとおりである。私たちは、本信託の金の持分に関するプロセスに対する一定の内部統制を評価したが、それは、(1)金の持分に関して本信託が保有する記録とカストディアンが保有する記録との比較に対する統制、および(2)本信託の受託者による金の保護預かりおよび取り消しの承認に対する統制を含むものであった。私たちは、2019年9月30日現在においてカストディアンにより保有されている本信託の金の明細表を、カストディアンから直接取得し、当該明細表の合計オンスと本信託の金の持分の記録を比較した。また、私たちは、本信託のスポンサーと契約している第三者によりカストディアンの所在地で実施された本信託の金の持分の実地棚卸の一部に立ち会い、それらを確認した。私たちは当該第三者による実地棚卸結果を取得し、本信託およびカストディアンの記録と調整した。

(署名) KPMG LLP

私たちは、2010年から本信託の監査を行っている。

ニューヨーク州ニューヨーク市

2019年11月25日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

The Sponsor, Trustee and Shareholders

SPDR[®] Gold Trust:

Opinion on the Financial Statements

We have audited the accompanying statements of financial condition of SPDR[®] Gold Trust (the Trust), including the schedules of investment, as of September 30, 2019 and 2018, the related statements of operations, cash flows, and changes in net assets for each of the years in the three-year period ended September 30, 2019, and the related notes (collectively, the financial statements). In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of September 30, 2019 and 2018, and the results of its operations, its cash flows, and changes in its net assets for each of the years in the three-year period ended September 30, 2019, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB), the Trust's internal control over financial reporting as of September 30, 2019, based on criteria established in Internal Control—Integrated Framework (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, and our report dated November 25, 2019 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Trust's internal control over financial reporting.

Basis for Opinion

These financial statements are the responsibility of the management of the Trust's sponsor. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Trust in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud. Our audits included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

Critical Audit Matter

The critical audit matter communicated below is a matter arising from the current period audit of the financial statements that was communicated or required to be communicated to the audit committee and that: (1) relates to accounts or disclosures that are material to the financial statements and (2) involved our especially challenging, subjective, or complex judgment. The communication of a critical audit matter does not alter in any way our opinion on the financial statements, taken as a whole, and we are not, by communicating the critical audit matter below, providing a separate opinion on the critical audit matter or on the accounts or disclosures to which it relates.

Evaluation of the sufficiency of evidence pertaining to the existence of the gold holdings

As presented on the September 30, 2019 schedule of investment, the fair value of the Trust's investment in gold was \$44.2 billion, representing 100% of the Trust's total assets. The investment in gold, which represented 29.7 million ounces of gold holdings, was held by a third-party custodian (the custodian) as of September 30, 2019.

We identified the evaluation of the sufficiency of evidence pertaining to the existence of the gold holdings as a critical audit matter. Given the nature and volume of the gold holdings, subjective auditor judgment was required to evaluate the extent and nature of evidence obtained to assess the quantity of gold held by the custodian as of September 30, 2019.

The primary procedures we performed to address this critical audit matter included the following. We tested certain internal controls over the Trust's gold holdings process, including controls over (1) the comparison of the Trust's records of gold held to the custodian's records and (2) the approval of gold deposits and withdrawals by the trustee of the Trust. We obtained a schedule directly from the custodian of the Trust's gold holdings held by the custodian as of September 30, 2019. We compared the total ounces on such schedule to the Trust's record of gold holdings. We also attended and observed part of the physical count of the Trust's gold holdings performed at the custodian's location by a third party engaged by the Trust's sponsor. We obtained the physical count result of that third party and reconciled it to both the Trust's and custodian's records.

/s/ KPMG LLP

We have served as the Trust's auditor since 2010.

New York, New York

November 25, 2019

[次へ](#)

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー宛て独立監査報告書**監査意見**

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「会社」という。)の2018年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記3に記載される重要な会計方針を含む、関連する注記から構成されている。

私どもの意見では、2018年12月31日に終了した年度についての会社の法定外の財務書類は、すべての重要な点において、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される作成の基礎および会計方針に基づき適正に作成されていた。

監査意見の基礎

私どもは、ISA(UK)800を含む国際監査基準(英国)(以下「ISAs(UK)」という。)および2016年4月7日付のエンゲージメント・レターの定める条件に従い監査を行った。私どもの責任は、後述の通りである。私どもは英国財務報告評議会(FRC)倫理基準を含む英国倫理要件の下での倫理責任を果たしており、かつ当該要件に従って会社から独立している。私どもは、入手した監査証拠が私どもの意見の基礎とするのに十分かつ適正であると確信している。

強調事項 - 作成の基礎の特別目的

私どもは、作成の基礎が記載されている法定外の財務書類の注記2を強調している。かかる注記に記載の通り、法定外の財務書類は、信託の東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、会社が日本の金融商品取引法の要件を充足するための補助として作成されている。結果として、かかる財務書類は他の目的には適合しないことがある。当該事項は、私どもの意見に影響を及ぼすものではない。

継続企業

私どもは、法定外の財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月間において、会計の継続企業の前提を使用することが不適切、またはかかる公準を使用することで、重大な疑いがかかる可能性のある非開示の重要な不確実性があると結論付けた場合、報告することが要請される。私どもは、かかる観点からの報告事項はない。

役員の責任

役員の報告書にて詳述される通り、役員の責任は、法定外の財務書類の注記2に記載される作成の基礎に基づく法定外の財務書類を作成し、かかる作成の基礎が現状において認められた基準であることを確認することである。彼らが決定するかかる内部統制は、不正または誤謬による重要な虚偽表示を防ぎ、会社が継続企業として継続する力を査定し、該当する場合は継続企業に関する事項を開示し、会社を清算または営業を停止する意思がある、またはそれ以外に他に現実的な選択肢がない場合を除き、会計の継続企業の前提を使用する法定外の財務書類を作成することを可能にするために必要である。

監査人の責任

私どもの目的は、法定外の財務書類が全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得、私どもの意見を記載した監査報告書を出すことである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行われた監査が、重要な虚偽表示があった場合に常に検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体として、法定外の財務書類を基準として行われる使用者の経済判断に影響をもたらすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

より詳細な私どもの責任に関する記載は、FRCのウェブサイト(www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)に掲載されている。

監査の目的および責任を負う対象

私どもの報告書は会社に対して、契約に定める条件に従ってのみ作成された。私どもの報告書は、全体(会社独自の内部の目的の場合を除く)または部分的にも、私どもの文書による事前の許可なく、写しを作成され、参照または開示されないことを前提として、会社が開示された。

私どもの報告書は、当時の会社の必要性により決定された会社の合意した要件を充足するように作成された。したがって、私どもの報告書は、いかなる目的のためにも、あるいはいかなる文脈においても、会社以外で私どもに対して権利を取得することを欲する者によって、使用あるいは依拠されることに適したものとされていない。会社以外で私どもの報告書またはその複製を入手し、私どもの報告書(または報告書の一部)に依拠しようとするいかなる者も、自身のリスクでそのようにするものとする。法律が許容する最大限の範囲において、ケーピーエムジーLLPは、私どもの本報告書について、会社以外の何人に対しても責任を負うものではなく、また、かかる責任を引き受けるものではない。

(署名)ケーピーエムジーLLP

ケーピーエムジーLLP

勅許会計士

E14 5GL ロンドン

カナダ・スクエア 15

2019年6月26日

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent auditor's report to World Gold Trust Services LLC

Opinion

We have audited the non-statutory accounts of World Gold Trust Services LLC (“ the Company ”) for the year ended 31 December 2018 which comprise the Statement of financial position, the Statement of comprehensive surplus, the Statement of changes in equity, the Statement of cash flows and related notes, including the significant accounting policies in note 3.

In our opinion the non-statutory accounts of the company for the year ended 31 December 2018 have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the basis of preparation and the accounting policies set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (“ISAs (UK)”), including ISA (UK) 800, and the terms of our engagement letter dated 7 April 2016. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Emphasis of matter – special purpose basis of preparation

We draw attention to Note 2 to the non-statutory accounts, which describes their basis of preparation. As explained in that note, the non-statutory accounts are prepared to assist the company for the purpose of the Company satisfying the requirements of the Financial Instruments and Exchange Act of Japan as sponsor to the listing of the Trust on the Tokyo Stock Exchange. As a result, the financial statements may not be suitable for another purpose. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Going concern

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least twelve months from the date of approval of the non-statutory accounts. We have nothing to report in these respects.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 2, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory accounts in accordance with the basis of preparation as set out in note 2 to the non-statutory financial statements; determining that the basis of preparation is acceptable in the circumstances; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory accounts.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London

E14 5GL

26 June, 2019

[前へ](#)